

井手町新庁舎等建設基本構想・基本計画

令和元年 9 月 追記

井 手 町

目次

第1章 新庁舎等整備の必要性	1
1.1 現庁舎の現状	1
1.2 現庁舎の課題	2
1.3 新庁舎整備の必要性.....	4
1.4 山吹ふれあいセンターの移転の必要性.....	4
1.5 「道の駅」的休憩施設の整備の必要性.....	5
第2章 新庁舎等の基本的な考え方	6
2.1 上位・関連計画における位置づけ	6
2.2 新庁舎等整備の基本理念と基本方針	8
2.3 新庁舎の整備方針及び導入機能.....	9
2.4 新庁舎周辺整備における導入機能の方針.....	16
第3章 新庁舎等建設における候補地選定.....	20
3.1 選定にあたっての前提条件.....	20
3.2 概略規模の算定	21
3.3 候補地の選定	23
第4章 新庁舎等の整備計画	27
4.1 基本的な考え方	27
4.2 新庁舎及び周辺整備のゾーニング・動線計画	28
4.3 新庁舎の構造計画.....	35
4.4 ライフサイクルコストの削減の考え方	37
第5章 新庁舎等の事業計画の検討	39
5.1 事業手法の検討	39
5.2 整備スケジュール	41
5.3 概算建築工事費等及び財源.....	42
資料編.....	43
1 検討会議.....	43
2 各種まちづくり団体アンケート・ヒアリングのまとめ.....	45

第1章 新庁舎等整備の必要性

本章では、現庁舎の現状及び課題等を把握したうえで、新庁舎等整備の必要性を整理します。

1.1 現庁舎の現状

現庁舎の位置及び施設の概要は、以下のとおりです。



図 1.1 現庁舎の位置

表1.1 施設の概要

【平成 30 年 3 月 1 日現在】

項目	本庁舎	庁舎棟	西別館	議会棟（書庫・倉庫含む）
建設年月	昭和 43 年 7 月	昭和 55 年 1 月		昭和 63 年 6 月
経過年数	約 49 年	約 38 年		約 30 年
建物の耐震化	耐震補強済み	—		—
構造	鉄筋コンクリート造			
階数	地上 3 階建て			
敷地面積（車庫・借地駐車場等含む）	1,506.7 m ²			
延べ床面積	2,500.67 m ²			
	1,436.23 m ²	272.70 m ²		791.74 m ²

1.2 現庁舎の課題

現庁舎の現地調査及びアンケート結果を基に、課題を整理します。現庁舎の主な課題は、以下のとおりです。

1) 浸水時(災害時)の対応

- 現庁舎は、洪水浸水想定区域内に位置しており、浸水時に防災拠点としての機能が果たせなくなることが懸念されています。
- 現庁舎前面の国道24号は、防災拠点間を連絡する緊急輸送道路であるが、洪水浸水想定区域内にあるため、機能しない可能性があり、浸水時の避難経路が確保されていない状況です。
- 現庁舎は、住民台帳等の行政データのミラーリング対応は可能であるものの、災害時のライフラインのバックアップ機能は整備されていない状況です。

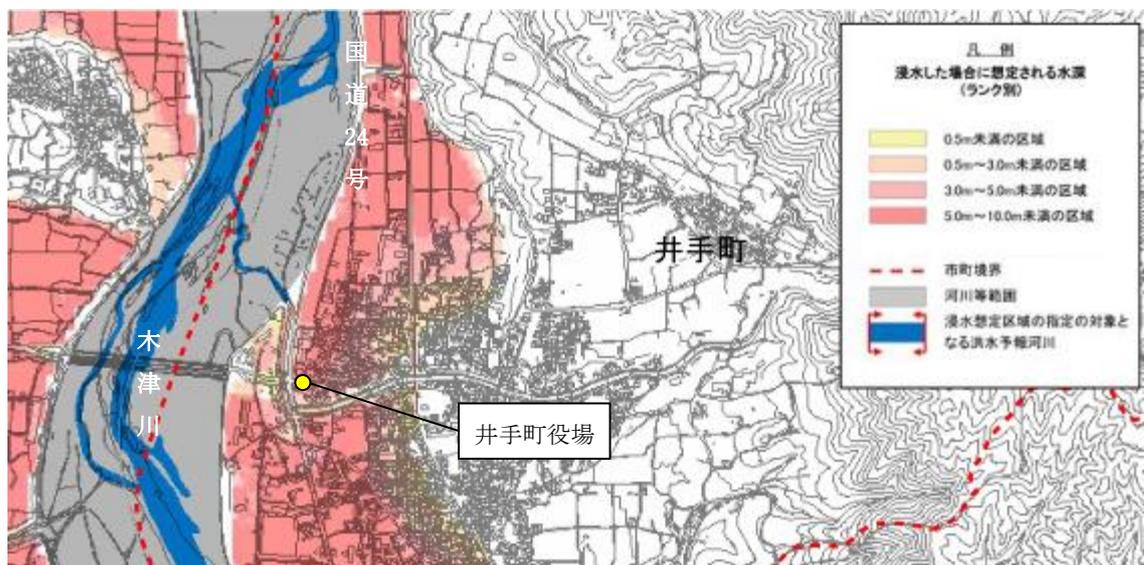


図 1.2 木津川洪水浸水想定区域図

2) 施設・設備の老朽化への対応

- 竣工後、約30～50年が経過し、漏水や設備の故障等の大きな問題は発生していませんが、外壁の剥離・ひび割れや設備の老朽化等の不具合が随所に発生しています。



▲階段裏の塗装の剥離



▲外壁のひび割れ



▲設備の老朽化

3) 環境への配慮

- エントランスに風除室がないため、空調による冷暖房効果を低下させており、エネルギー効率が低く、維持管理費が高くなっています。
- 省エネ機器や新エネルギー設備の導入が進んでいない状況です。



▲風除室のないエントランス



▲遮熱機能等を有しないガラス



▲エネルギー効率の低い設備

4) 庁舎のスペース不足への対応

- 備品や保管資料の蓄積により、執務・窓口スペースの狭隘化が進行しています。
- 待合スペースが狭い状況です。
- 会議室や相談室が十分確保されていない状況です。
- 書庫・物品の収納スペースが不足しています。
- 柔軟に活用できる執務スペースがないことから、臨時的業務等への対応が困難となっています。



▲資料で溢れた執務スペース



▲狭い打合せスペース



▲狭い廊下

5) プライバシーの確保

- 手続きカウンターや記載台に間仕切りがなく、住民のプライバシーが確保されていない状況です。
- 職員用スペースと来庁者用スペースの明確な境界がないため、個人情報管理やプライバシーの確保が十分ではない状況です。



▲セキュリティ上の明確な境界のない空間



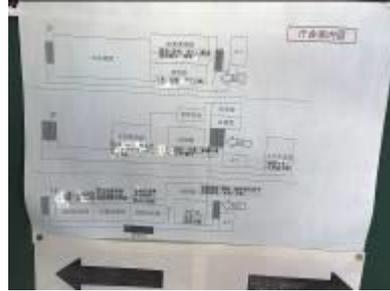
▲間仕切りのない記載台



▲プライバシーの確保されていない手続きカウンター

6) 利便性の低下への対応

- 待合スペースが狭く、キッズスペース等がないため、快適な利用が図れない状況です。
- 庁舎内に案内・サイン機能がなく、目的の場所への行き方が分かりにくい状況です。
- 敷地内の来庁者用駐車場・駐輪場が不足している状況です。
- 配線が露出され、乱雑に配置されており、高度情報化に対応できていない状況です。



▲来庁者用駐車場・駐輪場の不足 ▲計画的に整備されていない案内機能 ▲露出された配線

7) バリアフリーへの対応

- 点字ブロック、エレベーターやスロープの設置がなく、増加する高齢者や障がい者をはじめとする多様な利用者に配慮されていない状況です。
- 狭い通路や扉が多く、車いすやベビーカーの利用に支障があります。
- 車いすで利用できるトイレが少なく、高齢者や障がい者に配慮されていない状況です。
- ベビーチェア等の設置が少なく、乳幼児連れの来庁者への配慮が十分でない状況です。



▲スロープのない議場傍聴席への入口 ▲片開きの狭い扉 ▲エレベーターの未設置

1.3 新庁舎整備の必要性

現庁舎の現状や抱える課題を踏まえると、防災の拠点機能を強化した新庁舎の建設は喫緊の課題であり、早期の完成に向けて事業を進める必要があります。

1.4 山吹ふれあいセンターの移転の必要性

国道24号城陽井手木津川バイパス（以下、新国道バイパス）が都市計画決定され、整備ルートが決定されました。その結果、現在山吹ふれあいセンターが立地している箇所に道路が整備されることとなり、山吹ふれあいセンターの移転の必要性が生じました。本計画においては、山吹ふれあいセンターを移転させ、新庁舎へ併設させることとしています。

1.5 「道の駅」的休憩施設の整備の必要性

新国道バイパスの整備効果としては、

- ・地域の道路交通環境の改善
- ・災害時にも機能する信頼性の高い道路ネットワークを確保
- ・地域開発・まちづくりの支援

が期待されています*。

※国土交通省資料「一般国道24号城陽井手木津川バイパスに係る新規事業採択時評価」より井手町の新庁舎等整備においても、これらの効果を活用する必要があります。

このため、新国道バイパス利用者が立ち寄り休憩できるような設備や道路情報、井手町の情報を確認できる施設として、休憩機能・情報発信機能・地域連携機能で構成される「道の駅」のような道路休憩施設（以下、「道の駅」的休憩施設）を併設させることとします。

第2章 新庁舎等の基本的な考え方

本章では、現庁舎の現状及び課題や井手町の上位・関連計画を踏まえ、井手町の目指す新庁舎整備の「基本理念」及び「基本方針」を定めます。さらに、新庁舎の基本理念及び基本方針に基づき、新庁舎の「導入機能の整備方針」を定め、その方針に沿った新庁舎に求められる導入機能を示します。

2.1 上位・関連計画における位置づけ

井手町は、将来目指すまちの姿と進むべき方針を明らかにするための指針として、平成 23 年 3 月に「第 4 次井手町総合計画」、平成 29 年 3 月に「井手町都市計画マスタープラン」を策定しています。

新庁舎を整備する上においては、本町の上位・関連計画との関係性を考慮し、災害に強い安全性及び利便性・効率性の確保に加え、人々の交流・連携の促進や環境への配慮等、新たな視点から新庁舎整備を進めていくことが大切です。

1) 第4次井手町総合計画

「第 4 次井手町総合計画」では、基本理念、まちの将来像及び基本目標を以下のように掲げています。

計画名	新庁舎建設に関する主な内容
第 4 次井手町 総合計画 (H23 年 3 月)	<p><基本理念> <u>自然を守り、活かす / 人と、つながりを育てる / 暮らしを守り、活力をつくる</u></p> <p><まちの将来像> みんなでつくる 元気 ふれあい やすらぎ 井手町</p> <p><基本目標></p> <p>○美しいまちと安全でやすらぎのある暮らしを守る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・井手町の豊かな自然環境を守り育て、自然環境と開発の調和を図りながら、<u>人の活動と自然が共生し、持続的に発展するまち</u>をめざします。 ・災害や事故などから<u>住民の生命と財産を守る危機管理体制を強化</u>するとともに、<u>誰もが移動や施設利用しやすいバリアフリーのまち</u>をめざします。 <p>○活気あるまちの産業をつくる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>自然環境や歴史的資源、既存産業など豊かな地域資源を活かして</u>、多くの来訪者をもてなし、<u>交流するまち</u>をめざします。 <p>○豊かに人が育つまちをつくる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民が生涯にわたって学べるよう、様々な人が参加しやすい環境を整備し、<u>ふるさとを愛し、地域や世代を超えて互いに交流するまち</u>をめざします。 <p>○ふれ合いつながるまちをつくる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・つながりと住民主体のまちづくりの基盤として、<u>まちづくりに関する情報を住民が共有できる仕組み</u>を構築し、<u>本町の魅力や良さを発信していくまち</u>をめざします。

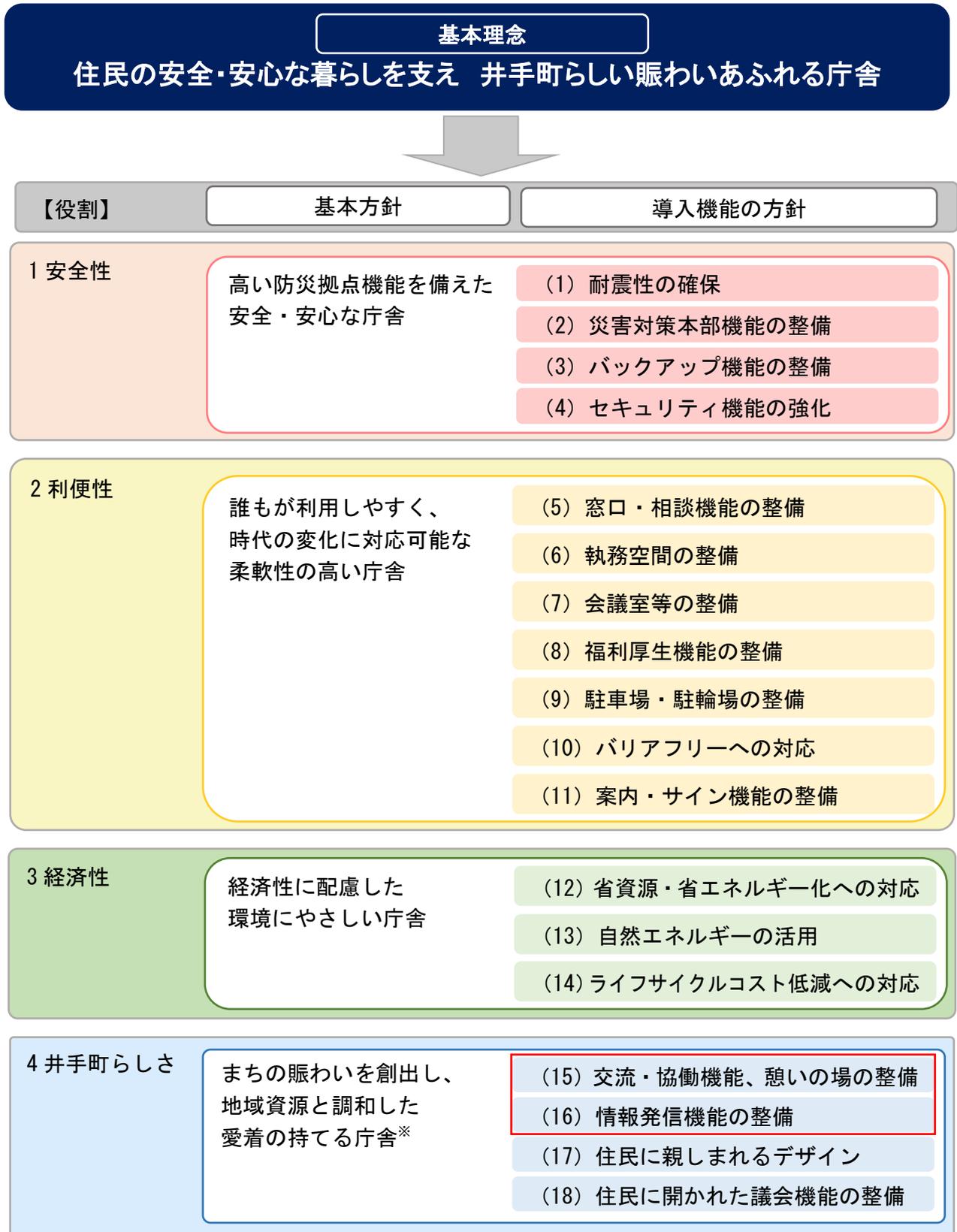
2) 井手町都市計画マスタープラン

「井手町都市計画マスタープラン」では、基本理念、目指すべき都市像及び井手地域まちづくりの方針を以下のように掲げています。

計画名	新庁舎建設に関する主な内容
<p>井手町 都市計画 マスタープラン (H29年3月)</p>	<p><基本理念></p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域環境問題を視野に入れた都市づくり 省資源・省エネルギー、循環型社会の構築、自然との共生などを通じた、「環境にやさしい都市づくり」を目指します。 ○本格的な長寿社会に対応した都市づくり 高齢者や障害のある人々に配慮した「ひとにやさしい都市づくり」を目指します。 ○「本当の豊かさ」が実感できる都市づくり 単に利便性や効率性のみを重視するだけでなく、人々が地域の自然や歴史、文化や伝統などを見直すなかで、まちに愛着とほこりを持ち、自らのライフスタイルに基づいた「ほんとうの豊かさ」を実感できる都市づくりを目指します。 ○安全・安心な都市づくり 災害に強い安全な都市整備を進め、安心して暮らせる都市づくりを目指します。 ○交流と連携による人のつながりを感じる都市づくり 住民同士や団体同士の交流と連携を進め、人のつながりを感じる都市づくりを目指します。 <p><目指すべき都市像></p> <ul style="list-style-type: none"> ○自然の豊かさと利便性のバランスのとれた井手町らしい住み心地のよいまち 交通基盤、生活基盤の整備とともに、本町の魅力を活かし、自然豊かな環境を保全し、自然を身近に感じながら暮らすことのできるような場の創出や公共空間のバリアフリー化を進め、多様な世代が住み続けたいと思う駅を中心としたコンパクトなまちを目指します。 ○広域交通を活かしたにぎわいのあるまち 豊かな自然資源・歴史文化資源を活かして、様々な人が集い、交流するまちを目指します。 ○災害に強く安全・安心に暮らせるまち 特に水害に対する危険意識は高く、地震に対しても備える必要があります。治水対策や耐震化など地域の安全確保の取組を進め、すべての住民が安心安全で暮らせるまちを目指します。 ○住民がいきいきと活動しているまち 地域の自然環境の保全や活用、生活道路や公園などの維持管理や、防犯・防災活動など、地域住民の意識の高まりや多様化する住民ニーズに対応するため、住民同士や団体同士のつながりを活かしながら、住民が中心となった、住民と行政との協働によるまちづくりの促進を目指します。 また、これらの住民活動団体などの活動を支援し、活動しやすい環境を整えることを目指します。 <p><井手地域まちづくりの方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・木津川右岸宇治木津線沿いの丘陵部において、井手町庁舎の移転を進めます。

2.2 新庁舎等整備の基本理念と基本方針

基本構想・基本計画では、庁舎及び周辺整備において、災害時の対応や住民サービスの向上を図るとともに、時代の変化に合わせて長く使い続けられ、まちのシンボルとなる庁舎を目指し、以下の基本理念及び基本方針を定めます。



※一部機能は周辺整備における併設施設で機能を分担します。

2.3 新庁舎の整備方針及び導入機能

《基本方針1》高い防災拠点機能を備えた安全・安心な庁舎

【導入機能の方針1】耐震性の確保

- 新庁舎は、住民の安全・安心を守る重要な拠点であり、災害対策本部等の総合的な防災拠点としての十分な機能確保が求められることから、国土交通省が官庁施設の特性に応じて耐震安全性の目標を定めた「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」による最高水準の耐震性能（Ⅰ類・A類・甲類）を確保します。
- 新庁舎の建設にあたっては、防災拠点、災害復旧復興拠点としての機能を維持できる計画とします。具体的には、大地震発生時の建物の設備や機能の被害を最小限に抑えることができるような構造（免震構造等）の採用等、設計段階において、新庁舎計画地の地盤状況、庁舎建物の形状や階数に応じた構造の検討を行い、最適な構造形式を選定します。

表2.1 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準(国土交通省)

部位	分類	耐震安全性の目標
構造体	Ⅰ類	大地震後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	Ⅱ類	大地震後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られている。
	Ⅲ類	大地震により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくない事を目標とし、人命の安全確保が図られている。
非構造部材	A類	大地震後、災害応急対策活動や被災者の受け入れの円滑な実施、又は危険物の管理のうえで、支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	B類	大地震により建築非構造部材の損傷、移動が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている。
建築設備	甲類	大地震後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。
	乙類	大地震後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られている。

 : 本施設の該当項目

【導入機能の方針2】災害対策本部機能の整備

- 災害時に迅速な対応を行うため、災害対策本部室、仮眠室等の整備を行います。
- 災害対策本部室は、平常時は会議室として活用し、汎用性を持たせます。
- 災害対策本部を機能させるために必要な電源設備、情報受発信設備等の資機材を整備し、消防本部等との連携等の災害対策活動に備える計画とします。
- 地震発生時の天井材の落下や什器等の転倒がないように非構造部材等の対策を十分に検討します。



事例：災害対策本部(石川県)

【導入機能の方針3】バックアップ機能の整備

- ライフラインのバックアップ機能として、必要に応じて災害復旧期間に連続運転が可能な自家発電装置等の電力供給、災害時用浄化槽等の整備、バルクタンク等のガス供給等、エネルギー源の多重化によりライフラインが途絶えた場合でも通常業務や災害支援活動の維持が可能な計画を検討します。
- 住民台帳等の行政データは、既存のミラーリング機能を継続するため、ケーブルの繋ぎ換えを検討します。



事例：自家発電設備(湯浅町)

【導入機能の方針4】セキュリティ機能の強化

- 庁舎内は、プライバシーの保護やセキュリティの確保等の観点から、職員と住民の利用動線を分け、セキュリティレベルを区分し、レベルに応じたセキュリティの設定を検討します。
- 執務時間外や休日の開放を可能とするため、セキュリティに十分配慮した運用を行うことができるセキュリティレベルが区分された計画を検討します。
- 重要な書類や電子データ等、住民のプライバシーに関する個人情報について、徹底した管理が可能な計画とします。
- システムサーバー室は、高度なセキュリティシステムを採用する計画とします。
- セキュリティ設定は、職員の入退室管理が可能な機能の導入を検討します。

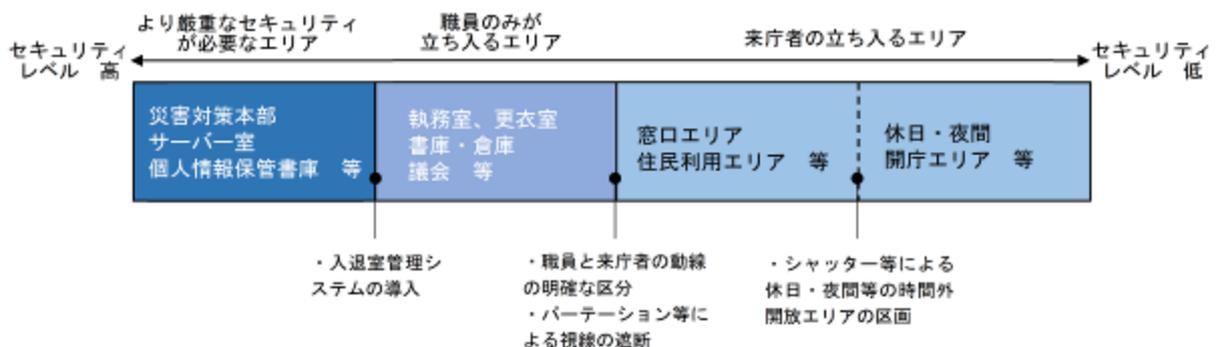


図 2.1 庁舎セキュリティのイメージ

《基本方針2》誰もが利用しやすく、時代の変化に対応可能な柔軟性の高い庁舎

【導入機能の方針5】窓口・相談機能の整備

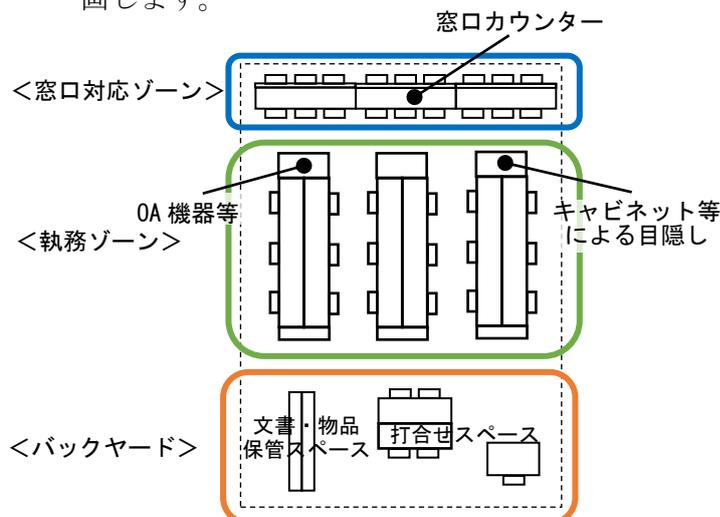
- 住民利用の多い窓口機能は、低層階に集約配置します。
- 転入、転出、出産、死亡等のライフイベントに関連する手続きの担当窓口を隣接して配置する等、住民が利用しやすい窓口の整備を行います。
- 繁忙期にも対応できるように、十分な広さの待合スペースを確保します。
- 時期による臨時的な窓口の開設にも対応できる多目的なロビースペースを確保します。
- 仕切りのあるカウンターや防音機能を備えた相談室を設置し、来庁者の個人情報やプライバシーの保護に配慮します。
- 各課の利用状況に即した相談窓口数を確保する等、住民が快適に利用できる計画とします。
- 来庁者の相談内容、特性に合わせて、車椅子や障がい者対応のローカウンターや待合イス等を整備します。



事例:窓口カウンター(伊予市)

【導入機能の方針6】執務空間の整備

- 執務室は、各部署間に間仕切りを設けずオープンな空間とし、適切な文書管理によりキャビネットの高さを抑えた見通しが効く計画を検討します。
- 通路と執務室の間仕切りはカウンターとし、オープンで明るい空間となるように計画します。
- フリーアクセスフロアを基本とし、組織変更によるOA機器の自由なレイアウト変更に対応できる計画とします。
- 将来の組織変更や職員数の変化にも対応できるようにデスクのレイアウトが標準化されたユニバーサルレイアウトの採用を検討します。
- 職員同士の簡易なミーティングを行うための打合せスペースを執務空間に確保します。
- 文書管理に関し、文書の電子化、適正な書庫の配置等、整理された効率的な執務空間を計画します。



事例:執務空間(平塚市)

図 2.2 執務室のユニバーサルレイアウトイメージ

【導入機能の方針7】会議室等の整備

- 日常的な打合せや各種会議が可能な場所等、利用人数と目的に応じた防音機能を備えた会議室を整備し、大会議室は分割可能な移動間仕切りの導入を検討します。
- 会議室等の一定期間継続した使用が可能なスペースに、電話、AC電源、情報ケーブル等を設置し、一時的な執務空間として利用が可能な計画とします。



事例:会議室(青梅市)

【導入機能の方針8】福利厚生機能の整備

- 職員の健康増進と円滑な職務遂行のため、男女別の更衣室や休養室を設置し、災害時には仮眠室として利用できる計画とします。
- 更衣室や休養室等は、職員数、男女比率等を考慮し、適切に設置します。
- 職員の食事、健康管理やストレスへの対応等を図るための休憩室等を整備します。

【導入機能の方針9】駐車場・駐輪場の整備

- 駐車場出入口は、周辺道路に混雑が生じない位置に設けるとともに、敷地内に十分な滞留空間を確保する計画とします。
- 自転車及びバイクの停められる駐輪場を設置します。また、駐輪場は、余裕あるスペースを計画します。
- 駐車場・駐輪場は、車道と歩道の区分を明確にし、歩行者の安全を考えた配置とします。
- 高齢者や障がい者に配慮し、駐車場、駐輪場から庁舎内へのスムーズな動線を確保します。
- 高齢者や障がい者に配慮した、安全で使いやすい駐車場を整備します。



事例:思いやり駐車場(平塚市)

【導入機能の方針10】バリアフリーへの対応

- 敷地内や庁舎内の段差の解消、歩きやすい床仕上げ、移動しやすい動線等、誰もが安全・安心に利用できるデザインの空間づくりを計画します。
- 各階に多目的トイレを設置します。住民利用の多い低層階には、オストメイト対応設備、ベビーベッドやベビーカーを設置する等、様々な利用者のニーズに合わせて、設備や配置に配慮した計画とします。
- 子育て関連の手続き窓口があるフロアには、キッズスペースや授乳室を設置します。



事例:多目的トイレ(飯田市)



事例:キッズスペース(伊予市)



図 2.3 ユニバーサルデザインのイメージ(出典:国土交通省)

【導入機能の方針11】案内・サイン機能の整備

- 誰にとっても分かりやすい庁舎とするため、多言語表記、点字を併記した案内板や案内モニターの設置を計画します。
- 色やピクトグラムを有効に使い、明瞭で誰もが分かりやすいサイン表記を計画します。
- 子供から高齢者まで全ての人に見やすく、また、来庁者の利用目的に応じた分かりやすい案内表示とします。



事例:ピクトサイン(郡山市) 事例:案内モニター(半田市)

《基本方針3》経済性に配慮した環境にやさしい庁舎

【導入機能の方針12】省資源・省エネルギー化への対応

- 国土交通省の「官庁施設の環境保全性基準」を踏まえたグリーン庁舎としての建設を目指し、高性能ガラス、透水性舗装、雨水利用、庇・ルーバーや太陽光発電設備による省資源・省エネルギー技術等を採用した、環境負荷低減に配慮した計画を検討します。
- 高効率機器（LED照明、コージェネレーションシステム等）や空調・照明等の個別制御を積極的に採用を検討します。
- 住民の環境に関する意識を高める場として、環境への啓発をアピールできる施設計画とし、情報モニター機能等の活用による環境保全の「見える化」を行います。



事例：太陽光パネル（平塚市）

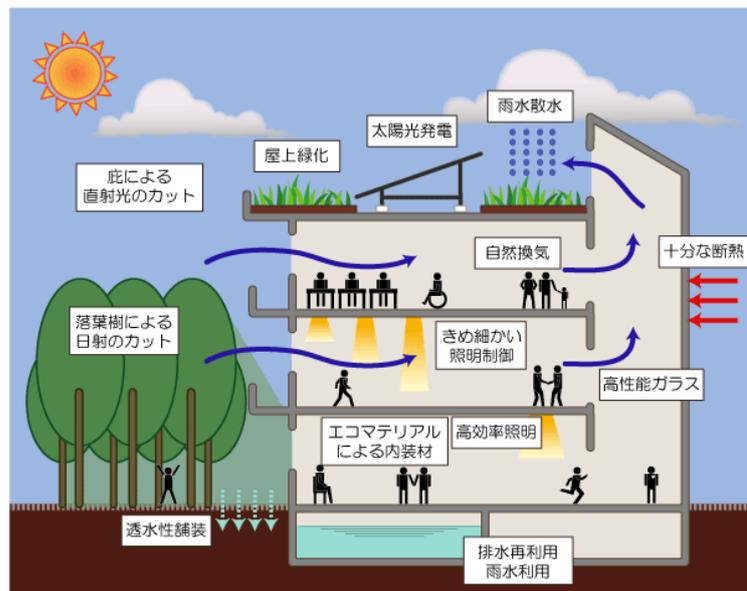


図 2.4 グリーン庁舎のイメージ(出典:国土交通省)

【導入機能の方針13】自然エネルギーの活用

- 可能な限り自然採光や通風を確保し、照明や空調のエネルギー負荷を抑えた施設とします。
- 太陽光発電や雨水利用等の自然エネルギー技術を積極的に活用します。

【導入機能の方針14】ライフサイクルコスト低減への対応

- 長く住民に愛され、ニーズに答え続けられる庁舎とするとともに、将来ニーズの変化にも柔軟に対応できるフレキシブルな施設利用、効率的な維持管理等に配慮した計画とします。
- 耐久性が高く、維持管理の優れた建築構造や材料を採用するとともに、将来を見据えた設備の老朽化や機能更新に対応しやすい計画とします。
- 断熱や省エネルギー設備と高効率機器の運用を合わせ、維持管理費の削減を図ります。



事例：ベランダ（平塚市）

《基本方針4》まちの賑わいを創出し、地域資源と調和した愛着の持てる庁舎

【導入機能の方針15】交流・協働機能、憩いの場の整備

- 新庁舎の隣接地を含め、待ち時間等に展示、イベントや住民の啓発活動等を見て過ごすことができるスペース（住民ギャラリー、住民交流スペース等）を整備します。
- 新庁舎の隣接地を含め、来庁者、職員ともに利用しやすい利便施設（カフェや特産品の販売コーナー等）については、需要に見合った機能や規模とすることに留意し、必要に応じて整備します。
- 住民交流や協働を促進するため、様々な住民活動やイベントが開催できる屋根付き賑わい広場を整備します。
- 新庁舎の隣接地を含め、住民活動を促す支援として、住民が気軽に利用できる住民交流スペースや会議室等を整備します。



事例：多目的スペース（平塚市）

【導入機能の方針16】情報発信機能の整備

- 町政に関する資料や、パンフレット等を見ることができる情報モニターや各種パンフレット等が設置された町政情報コーナーを設置します。
- 新庁舎の隣接地を含め、町外から訪れた人に井手町への関心を深めてもらえる機会を提供するため、本町の歴史や文化、自然を紹介する情報モニターが設置された観光情報コーナーを整備します。
- 新庁舎の隣接地を含め、Wi-Fiの利用が可能なエリアを設け、来庁者への情報発信手段を提供するとともに、災害時には必要な情報を得られる仕組みを検討します。

【導入機能の方針17】住民に親しまれるデザイン

- 新庁舎は、町のシンボルとして井手町にふさわしい外観を目指すとともに、周辺環境を踏まえたデザインを検討します。
- 井手町の豊かな自然を活かし、エントランス空間や受付等の来庁者の目に触れる場所に地域産材を利用する等、住民が親しみやすく、愛着の生まれるデザインを検討します。

【導入機能の方針18】住民に開かれた議会機能の整備

- 議会への住民の接しやすさや親しみやすさを考慮し、利用しやすい傍聴席の配置とする等、誰もが安心して便利に使えるデザインとします。
- 関係者以外が自由に出入りできないよう、セキュリティに配慮した諸室の配置を計画します。



事例：議場（平塚市）

2.4 新庁舎周辺整備における導入機能の方針

新国道バイパスのルート決定に伴い、新庁舎周辺整備として山吹ふれあいセンターを移転させ、「道の駅」的休憩施設を新設することとします。

2.4.1 山吹ふれあいセンター（井手町住民の活動や交流の場）

山吹ふれあいセンターは、新国道バイパスのルート上に立地していることから、移転する必要があります。移転の際、公共サービスレベルの維持のためには現在の利用形態が可能な施設とする必要があります。

現在、山吹ふれあいセンターは、住民のコミュニティ活動の場として機能していますが、この機能は新庁舎の整備方針及び導入機能内における「(15) 交流・協働機能、憩いの場の整備」と重複する部分があるため、住民ギャラリーや交流スペース、住民用の会議スペース等の一部の機能は山吹ふれあいセンターに統合することとします。

また、同方針において、新庁舎の隣接地も含め、必要に応じて整備することとされている利便施設（カフェや特産品の販売コーナー等）についても、後述する「道の駅」的休憩施設の「地域連携機能」として、住民や地域外利用者の利便性向上及び相互の交流促進を図る観点から、山吹ふれあいセンター内に整備することとします。

(1) 山吹ふれあいセンターの移転に係る基本的な考え方

山吹ふれあいセンターは、移転に伴い、新庁舎への併設となると同時に、「道の駅」的休憩施設との併設となることから、住民だけでなく地域外の方にも利用してもらい、地域内外の交流の場として利用可能な施設としていくことが望ましいと考えられます。

現在の施設内容に加え、カフェや特産品販売コーナー等の利便施設を新たに整備することにより、利用者のターゲットを住民及び地域外利用者と広げることで、各機能で交流促進が図られるようにします。

(2) 導入機能の方針

1) 導入機能の方針 1: 生涯学習機能

- 山吹ふれあいセンターの図書館機能を移転します。
- 「道の駅」的休憩施設や屋外空間と連携し、ゆっくりと過ごしながらか読書や勉強ができるように検討します。
- 住民だけでなく、地域外利用者の方も含めて気軽に利用できるよう、カフェ等のスペースでも図書利用ができるような仕組みを検討します。



事例:横瀬町立図書館



事例:大江町立図書館

2) 導入機能の方針 2: 室内アクティビティ促進機能

○現在の山吹ふれあいセンターと同様に、ミニコンサートや大人数での会議等が可能な防音性が高く広い空間や、お茶会の開催が可能な和室等を整備します。



事例: 春日市ふれあい文化センター



事例: ビッグルーフ滝沢

3) 導入機能の方針 3: 住民活動拠点機能

○地域団体が会議、研修、作業を行うことができる空間を整備します。

○庁舎に併設されることから、町内の団体等がミーティング等を行えるような環境整備を目指します。



事例: 弘前駅前公共施設ヒロロスクエア



事例: 市民交流プラザふくちやま

4) 導入機能の方針 4: 便利施設機能(「道の駅」的休憩施設の「地域連携機能」)

○たけのこやみかんなどの井手町の特産品を提供できる軽食可能なカフェや特産品の販売コーナー等、井手町の魅力を楽しんでもらえる機能を導入します。

○道路利用者だけではなく、周辺住民や町職員が食事等ができるような施設の導入を検討します。



事例: 道の駅「能勢(くりの郷)」



事例: 道の駅「レスティ唐古・鍵」

2.4.2 「道の駅」的休憩施設(地域外への発信の場)

新国道バイパスの整備効果を活用するため、「道の駅」的休憩施設を併設します。「道の駅」は「休憩機能」「情報発信機能」「地域連携機能」で構成されており、地域外住民の立ち寄りの場となり、井手町の魅力を発信できる場となります。

地域内外の交流を深めることのできる場としての機能として、新庁舎の整備方針及び導入機能内の「(15) 交流・協働機能、憩いの場の整備」における利便施設(カフェや特産品の販売コーナー等)や「(16) 情報発信機能の整備」に基づく観光情報コーナー等を導入することとします。

ただし、先述のとおり、「地域連携機能」のうち、カフェや特産品販売コーナー等については、新庁舎や山吹ふれあいセンターとの連携が特に見込まれる機能であることから、山吹ふれあいセンター内に整備することとします。

(1) 「道の駅」的休憩施設の設置に係る基本的な考え方

「道の駅」は「休憩機能」、「情報発信機能」、「地域連携機能」の3つの機能で構成されています。

新庁舎や山吹ふれあいセンターは地域住民を主とした利用が想定されますが、「道の駅」的休憩施設については地域外住民の利用が主となると考えられます。そのため、地域内外の交流促進の場の窓口としての役割が求められます。

(2) 導入機能の方針

1) 導入機能の方針 1: 休憩機能

○道路利用者が気軽に立ち寄り、運転の疲れを癒やすことができる空間を整備します。

○24時間利用可能なトイレや、仮眠ができるような休憩スペース、喫煙所等の設置を検討します。

○こどもトイレや授乳室の設置等、こどもと一緒に利用しやすい設備を検討します。



事例:道の駅「もっくる新城」



事例:道の駅「フルーツフラワーパーク大沢」

2) 導入機能の方針 2: 情報発信機能

- 道路利用者が周辺の交通状況を確認することができる機能を整備します。
- 井手町の観光スポットや地域の取り組みのPRを行える場として活用できる空間としての設置を検討します。
- 現在体験学習や交流活動が行われているまちづくりセンター椿坂等と連携し、新庁舎周辺の周遊を促進させる仕組みづくりを検討します。



事例: 道の駅「伊豆ゲートウェイ函南」

3) 導入機能の方針 3: 地域連携機能

- 新庁舎建設予定地の東側にはまちづくりセンター椿坂が立地しており、体験学習や特産品、工芸品の販売を行っています。こうした既存の活動を活性化させるために、「道の駅」利用者が周辺地域を周遊するためのゲートウェイのような機能の導入を検討します。



写真: まちづくりセンター椿坂の様子

- カフェや特産品販売コーナー等の便利施設については、住民や地域外利用者の利便性向上及び相互の交流促進を図る観点から、山吹ふれあいセンター内へ整備することとします。

第3章 新庁舎等建設における候補地選定

本章では、新庁舎及び周辺整備の基本的な考え方を踏まえ、建設候補地を選定します。

3.1 選定にあたっての前提条件

建設候補地選定にあたっての前提条件は、以下のとおりです。

① 災害時の安全性：安全性の視点

庁舎は防災の拠点であることから、洪水浸水想定区域ではない立地（高台）に位置し、土砂災害や浸水の恐れ等がなく、安全性が確保されていることが重要です。

② 交通アクセス性：安全性、利便性の視点

災害時には救援・救護等のためにアクセス道路が必要であり、現在計画中の新国道バイパスと府道東井手線付近に立地し、アクセス性が確保されていることが重要です。

さらに、新国道バイパスの事業スケジュールが遅れた場合のリスク回避のため、開通前（暫定供用時）の新庁舎へのアクセス道路が確保されているかを確認する必要があります。

また、井手町及び庁舎までの主要公共交通機関である JR 奈良線の快速が停車する玉水駅から徒歩で行ける場所が望ましいです。

③ 上位・関連計画との整合性：井手町らしさの視点

上位・関連計画によるまちづくりや土地利用方針との整合がとれていることが重要であり、新庁舎建設に必要な一定の面積が確保でき、まちの発展性が見込める場所が望ましいです。

以上の条件を踏まえると、建設候補地は府道東井手線と新国道バイパスの交差点付近が考えられます。

3.2 概略規模の算定

新庁舎及び山吹ふれあいセンターの移転ならびに「道の駅」的休憩施設の設置に係る概略規模は以下のとおりです。

表 3.1 新庁舎及び山吹ふれあいセンターの移転ならびに「道の駅」的休憩施設の設置に係る敷地面積

項目		必要面積 (㎡)	備考
【新庁舎 (学校教育課及び社会教育課含む)】			
1)	新庁舎建築物	1,220 ㎡	<ul style="list-style-type: none"> ・3階建てを想定 ・屋外付帯設備 100 ㎡を想定 ・現庁舎に、窓口機能 (25 ㎡) や防災機能 (85 ㎡)、バリアフリー対応 (60 ㎡)、会議室 (160 ㎡)、交通部分その他 (520 ㎡) を追加。(延床面積 2,501 ㎡→約 3,350 ㎡)
2)	駐車場、車庫、駐輪場	3,750 ㎡	駐車場 121 台 車庫 7 台 駐輪場 12 台
3)	賑わい (防災) 広場	600 ㎡	60 人利用可能な規模の広場を想定
4)	その他交通部分等	1,950 ㎡	①～③合計面積×35%
合計面積		7,520 ㎡	
補正合計面積		8,650 ㎡	緑化等で必要な面積として 15% を加算
		≒8,700 ㎡	
【山吹ふれあいセンター】			
5)	敷地面積	2,300 ㎡	うち 建築面積 630 ㎡ <ul style="list-style-type: none"> ・積算上、3階建てを想定。 ・現行施設に、図書開架室や書庫、幼児スペースを拡充 (+100 ㎡) するとともに、「交流・協働機能、憩いの場」として、住民ギャラリー・交流スペースやカフェ、特産品等の販売コーナー、住民向け会議室等を拡充・追加 (+500 ㎡)。また、社会教育課の新庁舎への統合等による不要面積分を削減 (-130 ㎡)。(延床面積 1,479 ㎡→約 1,900 ㎡)
【「道の駅」的休憩施設】			
6)	道路利用者用駐車場	2,180 ㎡	小型車 30 台 大型車 8 台 身障者用駐車場 1 台
7)	道路利用者用トイレ	70 ㎡	男 (小) : 4 男 (大) : 2 女 : 5 身障者用トイレ : 1 ベビーコーナー : 1
8)	休憩・情報コーナー	140 ㎡	30 席
合計面積		2,390 ㎡	
		≒2,400 ㎡	
【合計面積】			
新庁舎 +山吹ふれあいセンター +道路休憩施設		13,400 ㎡	
		≒13,500 ㎡	

(参考) 規模設定に用いた職員数

将来的な職員数については、今後の人口減少に伴い減員も想定されますが、本町においては、人口及び産業構造が類似する他市町村と比較しても既に少ない職員数となっていることから、当面は現状の職員数が維持され、新庁舎面積の算出に大きな影響を及ぼす減員までに至らないものと想定しました。また、山吹ふれあいセンターの移転に伴い、学校教育課及び社会教育課を新庁舎へ集約するものとし、現時点で現庁舎、学校教育課及び社会教育課に勤務する職員数と同数の計95名が新庁舎に集約されるものとして算定しました。

表 3.2 職員区分及び換算率(学校教育課及び社会教育課含む)

	所長級	課長級	補佐級	係長級	一般級 (製図者)	一般職 級(嘱託 職員 含)	非常 勤・臨時 職員	計
職員数(人)	8	11	7	6	4	45	14	95
換算率	10	2.5	1.8	1.8	1.7	1	1	-
換算職員数 (人)	80	27.5	12.6	10.8	6.8	45	14	196.7

※新営一般庁舎面積算定基準のうち、「3. 地方小官署(署、所) 県単位以下」を適用。

(参考：新営一般庁舎面積算定基準、国土交通省)

3.3 候補地の選定

3.1 節でも示したように、府道と東井手線と新国道バイパスの交差点付近が候補地選定の対象です。以下に、候補地となる 4 つの地区を示します。これらの地区で評価項目を定め、比較検討を行います。

A 地区	府道と東井手線と新国道バイパスの交差点の北西側の地区
B 地区	府道と東井手線と新国道バイパスの交差点の北東側の地区
C 地区	府道と東井手線と新国道バイパスの交差点の南西側の地区
D 地区	府道と東井手線と新国道バイパスの交差点の南東側の地区

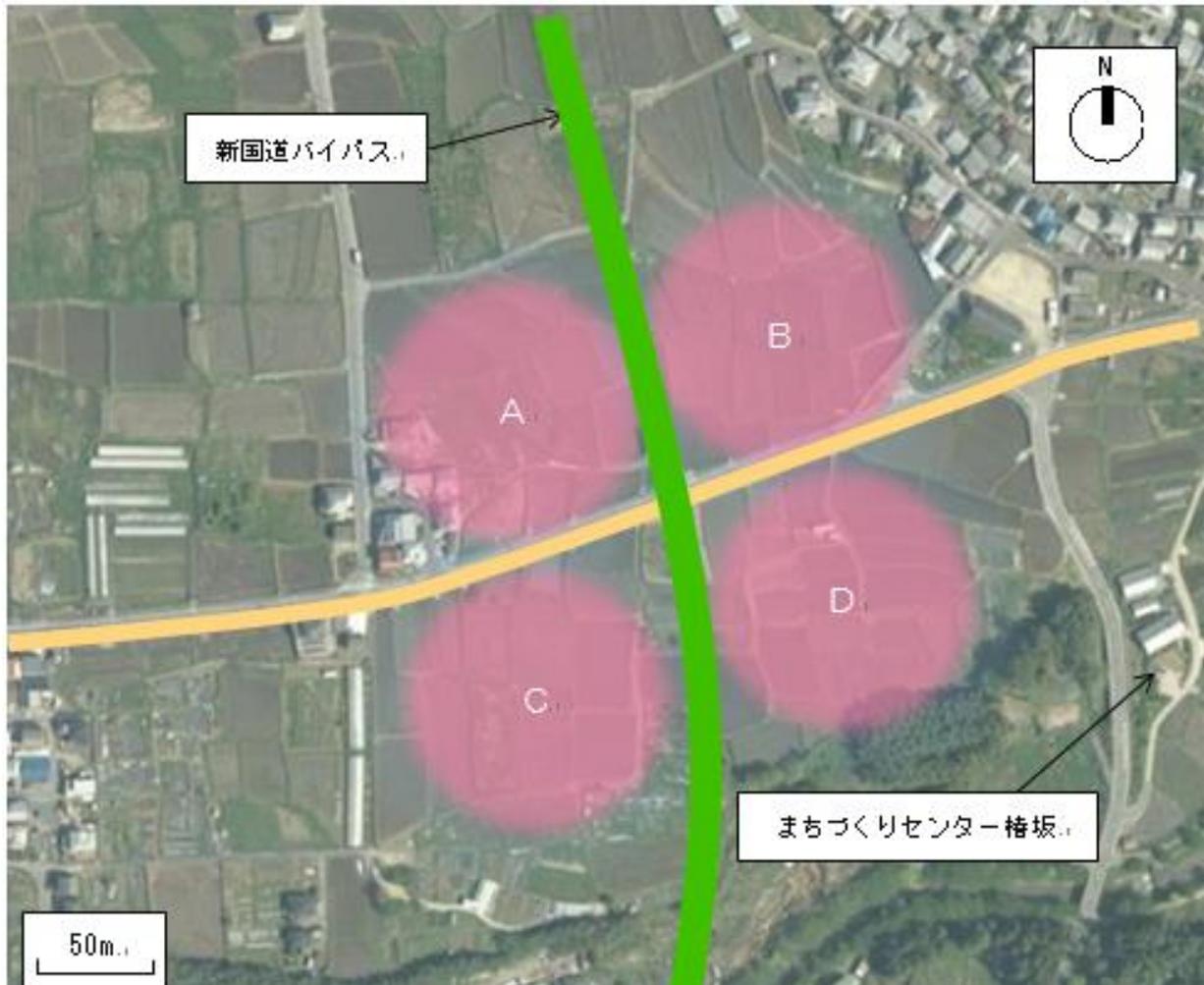


図 3.1 候補地選定の対象地の位置図

3.3.1 評価項目の設定

候補地の選定にあたっては、以下の評価項目を設定し、比較検討を行います。

表 3.3 評価項目の一覧とその内容

評価項目		具体的な評価内容
(1) 災害特性	①土砂災害	下記区域の指定状況から評価 ・土砂災害警戒区域 ・土砂災害特別警戒区域
	②浸水災害	下記区域の指定状況から評価 ・洪水浸水想定区域 ・家屋倒壊氾濫想定区域 ・雨水出水（内水氾濫）浸水実績区域 ・高潮浸水実績区域 ・ため池決壊浸水想定区域 ・津波浸水想定区域 ・津波災害警戒区域の指定状況
(2) JR 玉水駅からのアクセス		JR 玉水駅からの距離及び新国道バイパスの整備によるアクセス性から評価
(3) 上位計画における位置づけ		井手町都市計画マスタープランの「土地利用及び市街地開発の方針図（地域別構想図）」に示される計画上の位置づけから評価
(4) 法規制	①都市計画の指定状況	下記区域の指定状況から評価 ・市街化区域 ・市街化調整区域
	②農振法・農地法	下記区域の指定状況から評価 ・農業振興地域 ・農用地区域
	③埋蔵文化財法	埋蔵文化財包蔵地の指定状況から評価
(5) 土地利用状況		建設にあたって支障となる土地利用の有無から評価
(6) 周辺の施設立地状況		周辺の施設立地状況から周辺への影響を評価
(7) 建設面積の確保		「3.2 概略規模の算定」で算出した規模（13,500 m ² ）を参考として、確保できる面積を評価

3.3.2 候補地の評価結果

3.4.1 項で設定した評価項目について、4つの地区で比較検討した結果を示します。

各評価項目の総合評価の高い府道と東井手線と新国道バイパスの交差点の南西側の地区（「候補地C」）を最適候補地として設定します。

		候補地 A		候補地 B		候補地 C		候補地 D	
航空写真									
災害特性	土砂	指定なし	○	一部、土石流に対する土砂災害警戒区域	×	指定なし	○	一部土石流に対する土砂災害警戒区域	×
	浸水	指定なし	○	指定なし	○	指定なし	○	指定なし	○
JR 玉水駅からのアクセス		玉水駅から 800m 圏域内に位置し、徒歩でのアクセスが可能	○	玉水駅から 800m 圏域外に位置し、新国道バイパスを横断する必要がある	△	玉水駅から 800m 圏域内に位置し、徒歩でのアクセスが可能	○	玉水駅から 800m 圏域外に位置し、新国道バイパスを横断する必要がある	△
都市計画マスタープラン上での位置づけ		農業地	△	農業地	△	業務地	○	業務地	○
法規制	都市計画法	市街化調整区域	△	市街化調整区域	△	市街化調整区域	△	市街化調整区域	△
	農地法	農用地区域で農業振興地域に指定予定の為、指定解除の手続きが必要	△	農用地区域で農業振興地域に指定予定の為、指定解除の手続きが必要	△	農用地区域で農業振興地域に指定予定の為、指定解除の手続きが必要	△	農用地区域で農業振興地域に指定予定の為、指定解除の手続きが必要	△
	埋蔵文化財	全体が栢ノ木遺跡に係る埋蔵文化財包蔵地に該当するとともに、一部が井手寺跡に係る埋蔵文化財包蔵地に該当するため、届出が必要	△	全体が栢ノ木遺跡に係る埋蔵文化財包蔵地に該当するため、届出が必要	△	全体が栢ノ木遺跡に係る埋蔵文化財包蔵地に該当するとともに、一部が井手寺跡に係る埋蔵文化財包蔵地に該当するため、届出が必要	△	全体が栢ノ木遺跡に係る埋蔵文化財包蔵地に該当するとともに、一部が石橋瓦窯跡群に係る埋蔵文化財包蔵地に該当するため、届出が必要	△
敷地形状	土地の形状	矩形での確保は難しい	△	矩形での確保は難しい	△	矩形での確保可能	○	矩形での確保可能	○
	利用状況	農地及び住宅地	△	農地	○	農地	○	農地	○
周辺施設		・交差点予定箇所近傍に倉庫 ・候補地真横に住宅あり	×	・交差点予定箇所近傍に倉庫 ・候補地外北西部住宅あり	△	・交差点予定箇所近傍に倉庫	○	・交差点予定箇所近傍に倉庫	○
建設面積の確保	土地の形状	矩形での確保は難しい	△	矩形での確保は難しい	△	矩形での確保可能	○	矩形での確保可能	○
	必要敷地面積の確保	確保は他に比べて難しい	△	確保可能	○	確保可能	○	確保可能	○
総合評価		災害特性や玉水駅からのアクセス性等は候補地としての条件を満たしていますが、都市計画マスタープラン上では農業地に位置付けられており、敷地の確保が最も難しい候補地です。 また、住宅に隣接するため、住環境への配慮が必要です。		敷地面積の確保は可能ですが、矩形での敷地確保が難しいため、建築計画の自由度が下がります。敷地の一部が土砂災害警戒区域に指定されており、防災機能の発揮に支障がでる恐れがあります。		都市計画マスタープラン上では業務地に指定されており、災害特性にも優れています。矩形での敷地の確保にも問題はなく、必要面積も満たしています。玉水駅からのアクセス性も各案の中では良いため、候補地に最も適していると考えられます。		都市計画マスタープラン上では業務地に指定されており、確保可能な敷地面積及び敷地形状にも優れていますが、土砂流に対する土砂災害警戒区域であり、玉水駅からのアクセス性も評価が低いいため、候補地には適さないと考えられます。	
		適している		新庁舎には適さない		最も適している		新庁舎には適さない	

第4章 新庁舎等の整備計画

4.1 基本的な考え方

新庁舎等整備の基本方針を踏まえたゾーニング及び動線計画（案）の基本的な考え方は、次頁のとおりとします。

4.2 新庁舎及び周辺整備のゾーニング・動線計画

1) 新庁舎及び周辺整備に係る施設配置の考え方

本計画においては、候補地に「新庁舎」「山吹ふれあいセンター」「『道の駅』的休憩施設」の3つの施設を整備する方向で検討しています。

これらの施設の配置にあたっては、以下の考え方に基づき検討していきます。

①動線の考え方

- ・車両入り口は、車両動線が歩行者動線を遮らないように配置します。
- ・入場は左折入場を基本とします。京都方面からの車両は、府道と東井手線を経由して左折で入場させるように配慮します。府道と東井手線玉水駅側からの車両は右折進入となりますが、将来の交通量を踏まえた上で右折レーンを設ける等安全性に配慮します。
- ・府道と東井手線及び新国道バイパスの交差点の混雑回避のため、出入口は交差点から離れた位置に配置します。

②新庁舎の配置の考え方 <行政運営ゾーン><賑わい・防災ゾーン><滞在・交流ゾーン>

- ・新庁舎は、既存市街地からの徒歩による利用者に考慮して、できるだけ西側に寄せた配置とします。
- ・徒歩利用者が極力車両動線を横切らないように入出口を配置します。

③山吹ふれあいセンターの配置の考え方 <賑わい・防災ゾーン><滞在・交流ゾーン>

- ・新庁舎に導入予定である交流スペース、会議室、カフェ等、導入機能の方針「交流・協働機能、憩いの場の整備」の一部を山吹ふれあいセンター側に整備します。
- ・庁舎、山吹ふれあいセンターが一体となって基本理念「住民の安全・安心な暮らしを支え井手町らしい賑わいあふれる庁舎」を実現するために、両者を近い位置に配置します。また、現在山吹ふれあいセンターに設置されている天文台についても、移設する可能性があることから、施設屋上部分からの夜空の見え方に配慮します。

④「道の駅」的休憩施設の配置の考え方 <滞在・交流ゾーン><休憩・情報発信ゾーン>

- ・トイレ、休憩スペース、情報発信施設の導入を検討しています。
- ・山吹ふれあいセンターに、住民や町外の方が利用し、交流、活動を行うことができる機能を導入するために、これらの「地域連携機能」と、「道の駅」的施設の「休憩機能」「情報発信機能」を組み合わせることで「道の駅」登録に向けて検討します。
- ・「道の駅」的施設と山吹ふれあいセンターとを一体的に活用できるよう、両者を近い位置に配置します。

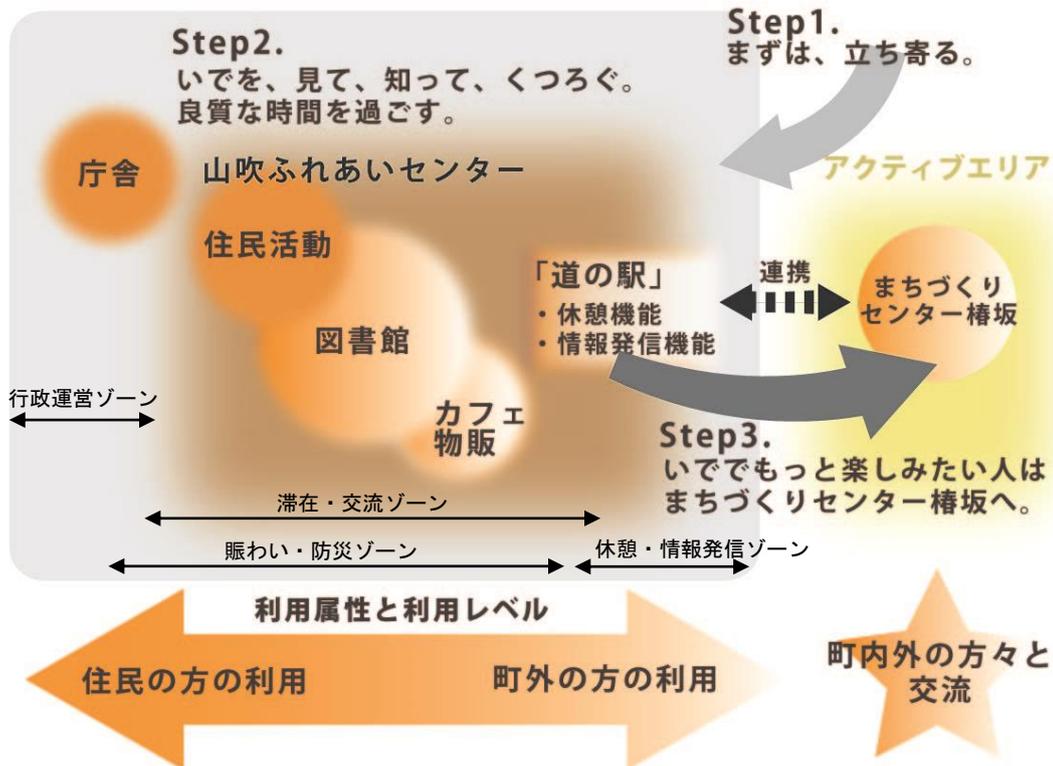
⑤駐車場の配置の考え方

- ・新庁舎、山吹ふれあいセンター、「道の駅」的休憩施設のそれぞれで駐車場が必要となりますが、それぞれの施設で敷地区分を図りつつ、利用者はどの駐車場も利用可能となるよう、まとめて配置することとします。また、庁舎は、土日祝日は閉館となりますが、駐車場は利用可能となるよう配慮します。

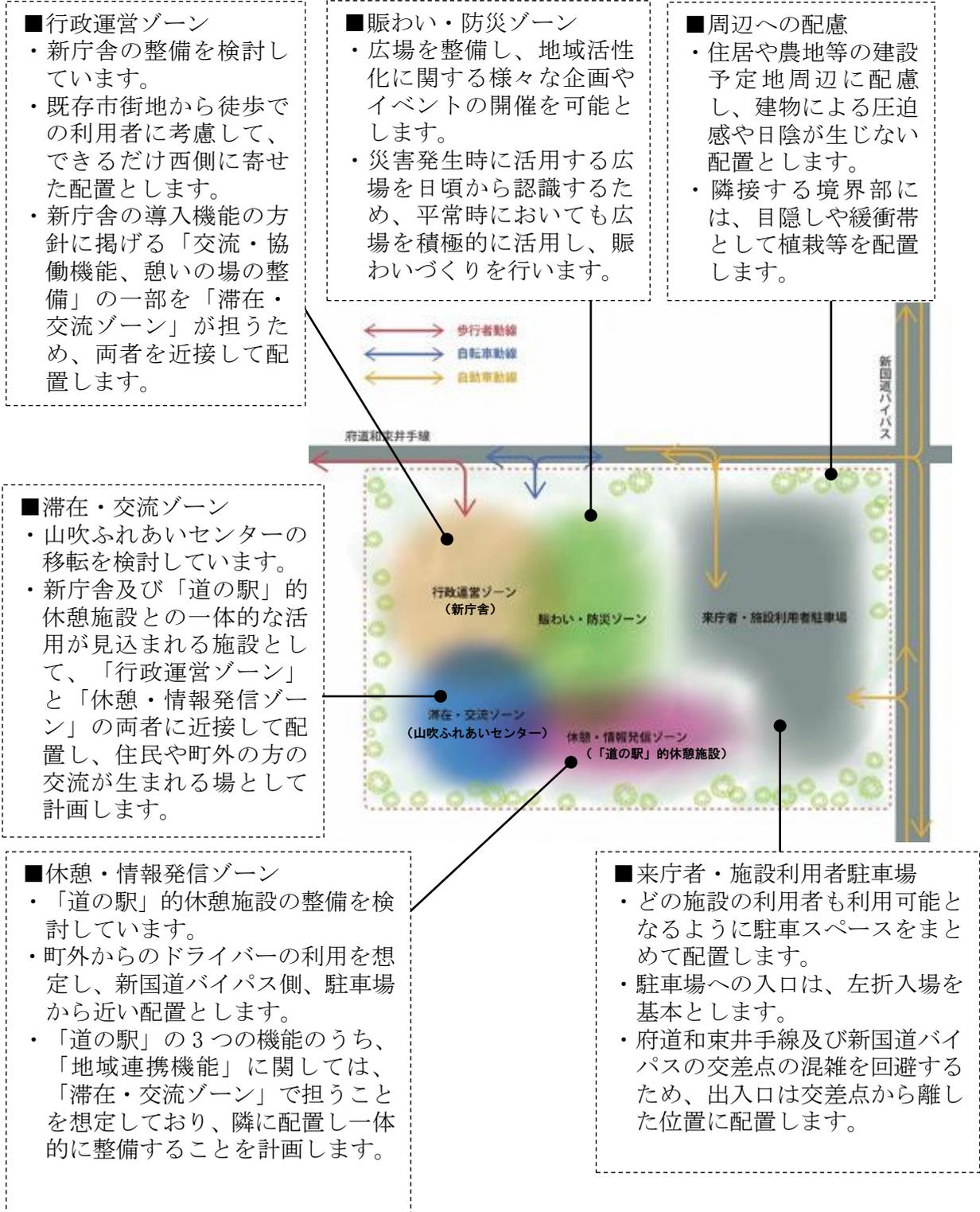
⑥各施設の着工時期等の違い

- ・新庁舎建設事業は、新国道バイパスの建設時期に影響されないようにするため、新庁舎敷地が府道と東井手線に接道するような配置とする必要があります。
- ・山吹ふれあいセンターについては、新国道バイパス事業による施設取り壊しの前に供用開始となることが望めます。このことから、山吹ふれあいセンターの移転は、道路事業の進捗と関連するため、道路事業者との協議によって施設内容や着工開始時期が変動する可能性があることに留意します。
- ・「道の駅」的休憩施設については、新国道バイパス事業と関係するため、新国道バイパス開通時期と同時期またはその後の整備となることに留意する必要があります。

【新庁舎及び周辺整備における機能の考え方】



【配置の考え方に基づく敷地利用イメージ】



※基本設計時には配置の見直しを含めて詳細を検討します。

2) 新庁舎のフロア構成

新庁舎内のフロア構成は、住民利用の多い窓口機能を低層階に配置し、議会等の独立性の高い機能を最上階に整備します。交流・協働機能は低層階に配置することで、アクセス性や閉庁時の利便性に配慮した計画とします。

表4.1 新庁舎のフロア構成の考え方

		内容	
整備方針		利用者や機能に応じたセキュリティレベルを踏まえ、階ごとに整備することで、利用者・管理者にとって分かりやすい施設構成とします。	
フロア構成	高層	町議会・ その他執務 ゾーン	議会機能については、独立性を確保するため、行政関連部署との動線が交わらないように配慮し、高層階への配置とします。議会の独立性を保った上で、住民の利便性やセキュリティの確保を考慮して配置します。
	中層	防災拠点・ 管理・運営 ゾーン	中層階には、災害時の指揮系統の中心となる防災機能と管理・運営関係の部署を中心に配置します。
	低層	窓口・ 複合ゾーン	低層階は、来庁者の利便性に配慮し、住民等の利用頻度が高い窓口機能及びプライバシー面への配慮が必要な部署を配置するとともに、町政等の情報発信機能等を配置します。 また、併設する各施設との回遊性を高め、新庁舎及び周辺一帯で賑わいを生み出す施設を目指します。

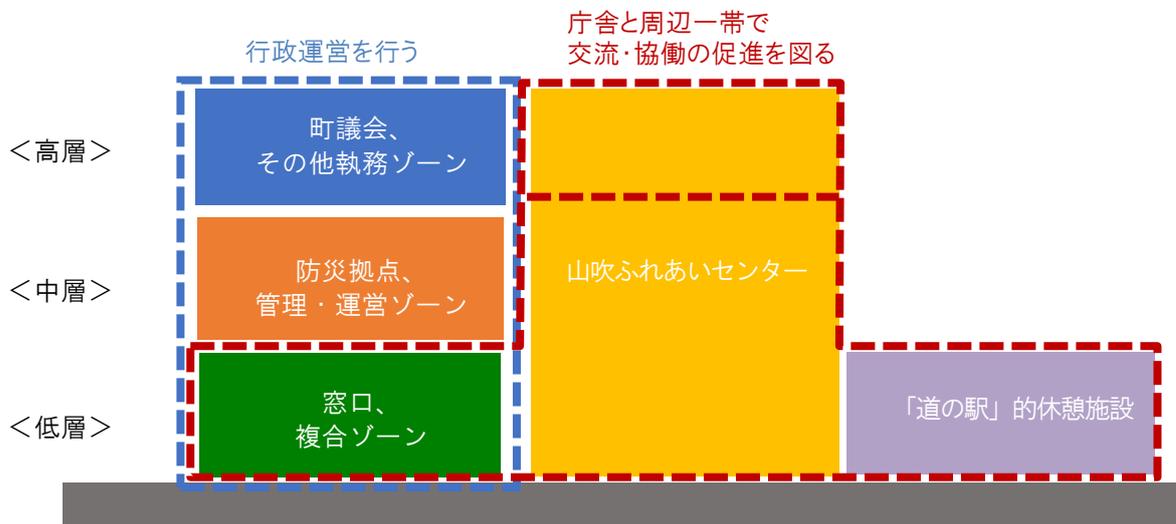


図 4.1 新庁舎のフロア構成と各施設の連携イメージ

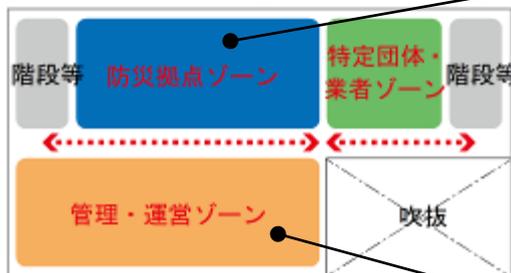
<配置イメージ 3階建ての場合>

■町議会ゾーン

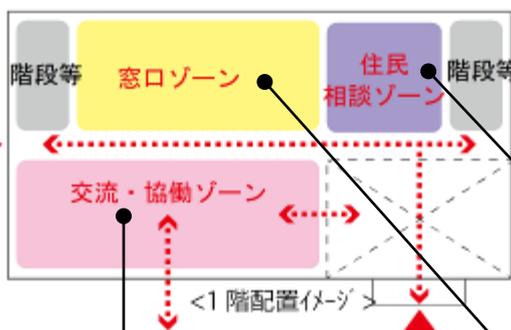
・議会関係者や町政に関心のある住民が主な利用者であり、行政執務ゾーンとの動線が交わらないよう配慮します。独立性を確保するため、高層階に配置します。



<3階配置イメージ>



<2階配置イメージ>



<1階配置イメージ>

■交流・協働ゾーン

・住民向けの行政情報コーナー等を配置するとともに、山吹ふれあいセンターや「道の駅」的休憩施設と一体で賑わいを期待できる交流・協働機能を発揮します。
・前面広場との一体的な利用を可能とした配置とします。

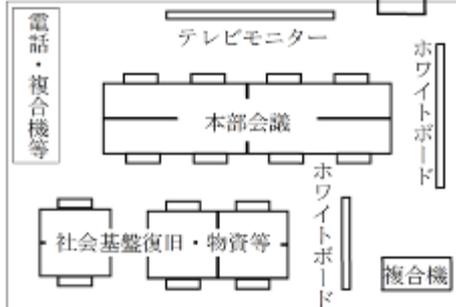
■特定団体・業者ゾーン（執務機能）

・各種産業育成支援業務、許認可関係業務等を行う部署は、特定の住民や各種団体・業者を対象とする部署のため中・高層に配置します。

■防災拠点ゾーン

・災害対策本部室は、セキュリティの確保、迅速な対応、超過洪水等の浸水に配慮し、中層に配置します。
・町長室等の中枢機能や危機管理部等との関係部署を災害対策本部室に近接して配置します。

<災害対策本部室のイメージ>



■管理・運営ゾーン（執務機能）

・一部の住民や各種団体・業者を対象とし、日常的な窓口機能を有しない目的化した業務を行う企画財政・総務関係業務を行う部署を中層階に配置します。

■住民相談ゾーン（執務機能）

・自治会関係業務、生活相談業務等、複雑な相談業務を行う部署は、プライバシーに配慮すべき住民を対象とした部署のため、低層に配置し、専用の利用者動線を確保します。

■窓口ゾーン（執務機能）

・戸籍関係、保険料・税関係業務、証明書発行業務等、簡易な相談業務を行う部署は、住民の利用頻度が高く、ワンストップ型サービスを目指し、最下層に配置します。

■階段等の配置計画（トイレ・EV・倉庫他）

・2方向避難を可能とするため、階段を建物内の両側に配置します。
・一般利用者の動線とプライバシー確保やバックヤード動線を区分します。

■災害時のセキュリティ区画形成の考え方

・災害時に庁舎が防災拠点として機能できるよう、防災拠点ゾーンをセキュリティ区画として形成します。
・住民が庁舎に滞在している際に災害が発生した場合、一時待機場スペースとして、交流・協働ゾーンを開放します。

3) 山吹ふれあいセンターのフロア構成

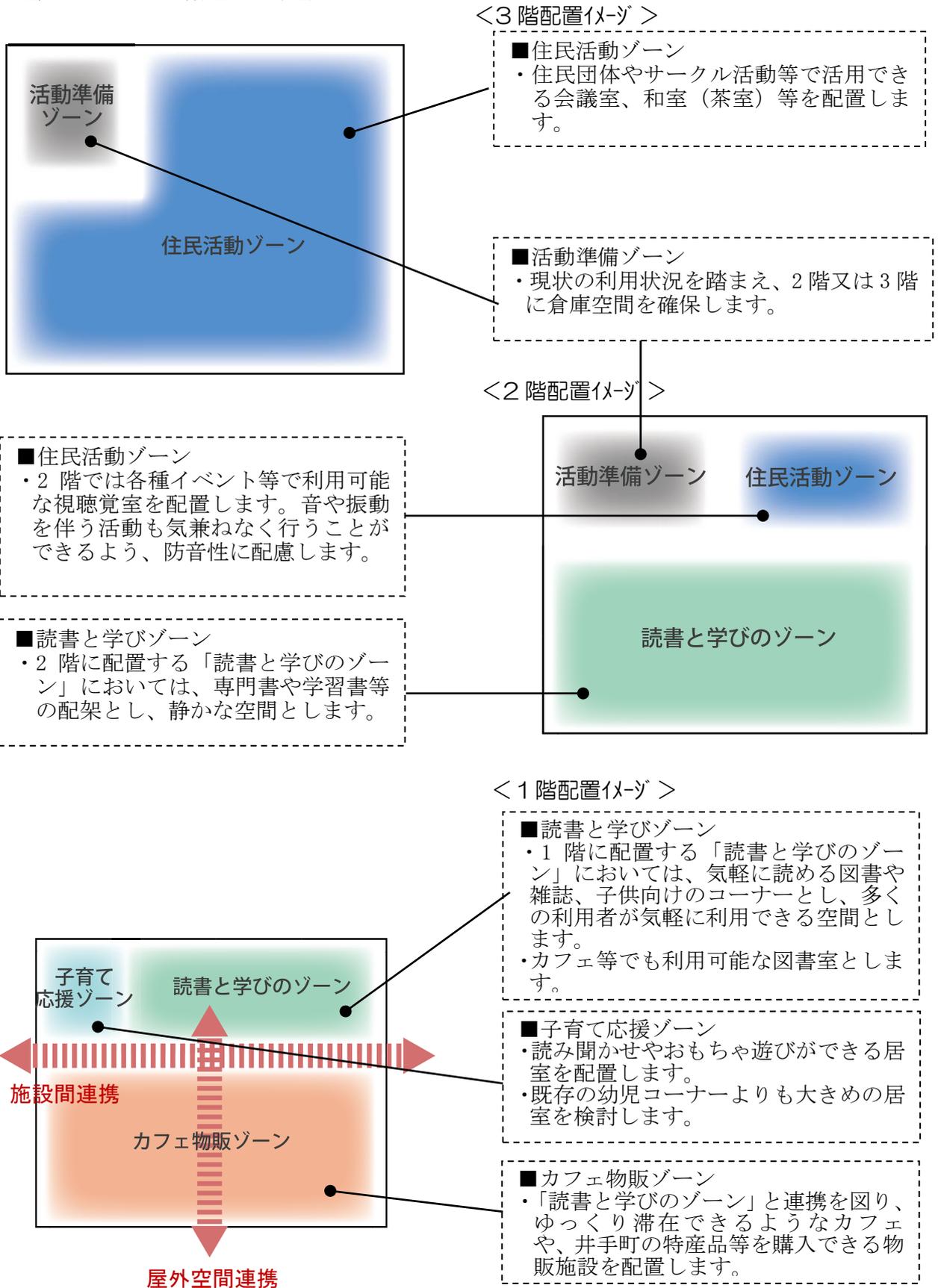
山吹ふれあいセンター移転後のフロア構成は、利用者属性の利用レベルの異なりを意識した機能配置とします。住民のみならず町外の来訪者の多くの利用が見込まれる機能を低層に配置し、庁舎側や「道の駅」的休憩施設側との一体的利用が図れるようにします。中層部分は、町内外問わず多くの方々が文化的な活動が行える機能を配置します。高層部分は住民の活動拠点として、主に井手町の住民の利用が見込まれる機能を配置します。

なお、各層のゾーニングの詳細については、基本設計段階で精査することとします。

表4.2 山吹ふれあいセンターのフロア構成の考え方

		内容	
整備方針		山吹ふれあいセンターの移転に合わせて、現在の施設内容について、使われ方に応じて規模を見直しつつ、井手町住民だけでなく町外の来訪者の方も利用可能な施設として整備し、交流機会の創出や滞在時間の増加により、井手町のPRや関係人口の増加を図ります。	
フロア構成	高層	井手町 住民活動 ゾーン	高層には、主として住民活動のベースとなるような会議室や和室、倉庫等を配置します。
	中層	井手町 文化活動 ゾーン	中層には、町内外の方々が文化的な活動を行えるよう、専門書を中心に配架した図書館や、視聴覚室等を配置します。
	低層	井手町 交流・滞在 ゾーン	低層には、庁舎や「道の駅」的休憩施設と連携を図るために、住民だけでなく町外の来訪者の方も利用可能なカフェや物販施設、気軽に利用できる図書館、幼児コーナー等を配置します。

<配置イメージ 3階建ての場合>

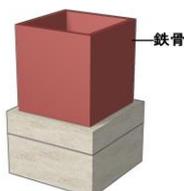
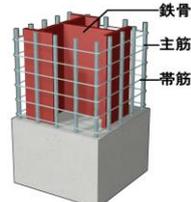


※2階建てか3階建てかも含め、詳細については、基本設計段階で精査します。

4.3 新庁舎の構造計画

新庁舎の構造形式は、主に以下の3種類が想定されます。

表4.3 構造形式の比較

項目	鉄筋コンクリート造 (RC造)	鉄骨造 (S造)	鉄骨鉄筋コンクリート造 (SRC造)
イメージ図			
空間の自由度	<ul style="list-style-type: none"> 鉄骨造より部材重量が大きく、中スパン空間に向いている。 将来的なレイアウト変更時に柱位置が制約条件となる場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 部材が軽量・高強度であり、大スパン空間が可能である。 将来的なレイアウト変更時に自由度が高い。 	<ul style="list-style-type: none"> 部材が高強度であり、大スパン空間が可能である。 将来的なレイアウト変更時に自由度が高い。
耐久性	<ul style="list-style-type: none"> 建築物のライフサイクルコスト（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）における耐用年数は65年であり、適切に維持管理することにより、耐久性を確保することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 建築物のライフサイクルコスト（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）における耐用年数は65年程度であり、適切に維持管理することにより、耐久性を確保することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 建築物のライフサイクルコスト（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）における耐用年数は65年程度であり、適切に維持管理することにより、耐久性を確保することができる。
遮音性・振動性	<ul style="list-style-type: none"> RC造の壁及び床部分は、遮音性が高い。 床面の剛性が高いため、床の振動は少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> 鉄骨造に用いる壁及び床は、対策を講じない限り、一般的にRC造の壁及び床に比べて遮音性が低い。 床面の剛性が低いため、床の振動を感じる場合もある。 	<ul style="list-style-type: none"> 鉄骨造に用いる壁及び床は、対策を講じない限り、一般的にRC造の壁及び床に比べて遮音性が低い。 RC造の床とした場合は、床面の剛性が高いため、床の振動は少ない。
工期	<ul style="list-style-type: none"> 工期は、鉄骨造より約0.5～3ヶ月長くなる。 	<ul style="list-style-type: none"> 工期は、最も短くなる。 	<ul style="list-style-type: none"> 工期は、鉄骨造より約2～5ヶ月長くなる。
コスト	<ul style="list-style-type: none"> 工事費は、鉄骨造より約0.5～3%高くなる。 	<ul style="list-style-type: none"> 工事費は、最も安くなる。 	<ul style="list-style-type: none"> 工事費は、鉄骨造より約0.5～5%高くなる。

以上の比較の結果、新庁舎においては、空間の自由度とコストを重視し、**「鉄骨造」**が望ましいと考えます。

新庁舎の耐震性能は、主に以下の4種類が想定されます。

表4.4 耐震・制振・床免震・免震構造の比較

項目	耐震構造	制振構造	床免震構造	免震構造
イメージ図				
特徴	<ul style="list-style-type: none"> 地震の力に対して、建物自体を堅固にすることで、地震の揺れに耐える工法 激しく揺れ、壁や什器・家具等が損傷しやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 建物に制振装置を取り込み、地震エネルギーを吸収することで、地震の揺れを低減する工法 耐震構造より揺れを軽減することができるが、什器・家具等の損傷の恐れはある。 	<ul style="list-style-type: none"> 地震が必要となるエリアのフロアプレート部分に免震プレートを設置し、フロアプレートの上を免震プレートが滑ることで、地震の揺れを低減する工法 免震プレートの設置箇所に伝わる揺れは小さく、ひび割れ等の損傷が少なく、什器・家具等も転倒しにくい。しかし、それ以外は激しく揺れ、壁や什器・家具等が損傷しやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 基礎部分に免震ゴムやダンパーを設置し、建物を地面から分離することで、地震の揺れを低減する工法 建物に伝わる揺れは小さく、ひび割れ等の損傷が少なく、什器・家具等も転倒しにくい。 建物は、ゆっくり大きく揺れる。
耐震性能	<ul style="list-style-type: none"> 大地震時に建物の変形や損傷などが生じた場合、繰り返し地震や余震に対して耐震性能を維持できない可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 大地震後、制振装置の点検を行い、問題がなければ、継続使用することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 免震プレートの設置箇所は、繰り返し地震や余震に対しても耐震性能を維持できる。しかし、建物の変形や損傷などが生じた場合、繰り返し地震や余震に対して耐震性能を維持できない可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 繰り返し地震や余震に対しても耐震性能を維持できる。
建物の機能保持	<ul style="list-style-type: none"> 建物の変形・損傷や、什器・家具等の移動や転倒は低減できない。 大地震時には、什器・家具等の備品として整備しているものは、主要機能を回復するために相当の時間が必要になる。 	<ul style="list-style-type: none"> 建物の変形・損傷を低減できるが、安定の悪い什器・家具等の移動や転倒が生じる。 大地震時には、什器・家具等の備品として整備しているものは、主要機能を回復するためにある程度の時間が必要になる。 	<ul style="list-style-type: none"> 免震プレートの設置箇所は、家具・什器などの移動や転倒の可能性は低くなる。しかし、それ以外には、建物の変形・損傷や、什器・家具等の移動や転倒は低減できない。 免震プレートの設置箇所は、大地震時には、什器・家具等の備品として整備しているものは、主要機能を守れる可能性が高い。 	<ul style="list-style-type: none"> 地表面の揺れが建物に直接伝わらないため、建物の変形や、家具・什器などの移動や転倒の可能性は低くなる。 大地震時には、什器・家具等の備品として整備しているものは、主要機能を守れる可能性が高い。
空間の自由度	<ul style="list-style-type: none"> 柱が太くなったり、耐震壁を設置するため、空間利用に制約が生じる可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 制振装置を設置する部位は、空間利用に制約が生じる場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 柱が太くなったり、耐震壁を設置するため、空間利用に制約が生じる可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 免震装置よりも上部の建物部分は柱を太くしないでよい。 大スパン構造を形成しやすいため、空間の自由度が高くなる。
工期	<ul style="list-style-type: none"> 施工は容易であり、耐震部材は構造体に組込むため工期は最も短くなる。 	<ul style="list-style-type: none"> 施工は容易であり、制振部材は構造体に組込むため工期は耐震構造と同等である。 	<ul style="list-style-type: none"> 施工は容易であるため、工期は耐震構造と同等である。 	<ul style="list-style-type: none"> 免震層の構築と免震装置の取付けのため、約1～3ヶ月工期が長くなる。
イニシャルコスト	<ul style="list-style-type: none"> 最も安くなるが、より強い建物にするためには、構造部材のコストが増加する。 	<ul style="list-style-type: none"> 制振装置の設置により、耐震構造よりも総工事費の約1～5%程度高くなる。 	<ul style="list-style-type: none"> 免震プレートの設置により、耐震構造よりも総工事費の約5～10%程度高くなる。 	<ul style="list-style-type: none"> 免震装置の設置により、耐震構造よりも総工事費の約10～15%高くなるが、上部構造のコストは、耐震構造に比べてある程度安価となる。
建物の維持管理・ランニングコスト	<ul style="list-style-type: none"> 一般的な建物の維持管理のみ 大地震後には構造体、内外装材、設備機器等の修復コストが発生する可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 基本的には一般的な建物の維持管理のみが必要であるが、大地震後は、制振部材の点検と制振装置等に損傷がある場合は、交換等が必要である。 耐震構造よりも被災時の損傷が小さいため、修復コストは安くなる。 	<ul style="list-style-type: none"> 基本的には一般的な建物の維持管理のみが必要であるが、大地震後は、免震プレートの点検等が必要である。 大地震後には構造体、内外装材、設備機器等の修復コストが発生する可能性がある。しかし、免震プレートの設置箇所は、被災時の損傷が小さいため、修復コストは軽減できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 一般的な建物の維持管理に加え、法的に免震装置の定期点検が必要になる。 大地震の際は、免震装置の点検と交換等が必要になる場合がある。 制振構造よりも被災時の損傷が小さいため、修復コストは軽減できる。 定期点検のコストは、約50～100万円/年程度必要となる。

以上の比較の結果、耐震・制振構造の場合は、揺れが大きく、大地震時には什器・家具等の移動や転倒が生じ、主要機能を回復するために時間が必要になります。免震構造は、イニシャルコストが高くなるため、主要機能等の重要エリアのみに免震構造を採用し、イニシャルコストをある程度安価にできる、「**床免震構造**」が望ましいと考えます。

4.4 ライフサイクルコストの削減の考え方

限りある財源を有効活用するために、新庁舎の導入機能の決定にはイニシャルコストについて十分に検討し整備を進めることが求められるとともに、建物の維持管理や修繕、改修に必要なコストや光熱水費等の日常的に発生するランニングコストの削減も重要な課題です。

新庁舎の整備に当たっては、新庁舎の基本的な考え方における、経済性に配慮した環境にやさしい庁舎の考え方を活用し、ライフサイクルコスト（建設、光熱水費、修繕、改修、維持管理に必要なコスト）の削減に積極的に取り組みます。

新庁舎完成後の維持管理は、以下の表に示す予防保全と事後保全を組み合わせることで、ライフサイクルコストの削減を図ります。

表4.5 予防保全・事後保全の考え方

保全種別	方式	劣化・不具合の確認方法	対処方法
予防保全	危機管理方式	定期点検・日常点検における異常の有無、更新予定時期	劣化・機能停止等により建物全体に重大な被害が発生するため、耐用年数等を考慮して、施設に不具合が発生する前に対策を講じて、その後に不具合が発生しないように保全する維持管理方法
事後保全	対症療法方式	定期点検・日常点検における劣化・不具合の程度及び兆候把握	深刻な劣化・機能停止等の発生前に、軽微な劣化や不具合を把握することで、その兆候に応じて適切な対策を講じる維持管理方法
	適宜措置方式	定期点検・日常点検・日常的な施設利用における劣化・機能停止等	劣化・機能停止等が発生次第、適宜、対策を講じる維持管理方法

1) 省資源・省エネルギー化

自然エネルギーの活用や断熱や省エネルギー設備と高効率機器の運用によって、ランニングコストの削減を図ります。

- ・可能な限り自然採光や通風を確保し、照明や空調のエネルギー負荷を抑えた施設とし、自然エネルギー技術を積極的に活用します。
- ・国土交通省の「官庁施設の環境保全性基準」を踏まえたグリーン庁舎としての建設を目指し、高性能ガラス、透水性舗装、雨水利用、庇・ルーバーや太陽光発電設備による省資源・省エネルギー技術等を採用した、環境負荷低減に配慮した計画とします。
- ・住民の環境に関する意識を高める場として、環境への啓発をアピールできる施設計画とし、情報モニター機能等の活用による環境保全の「見える化」を行います。

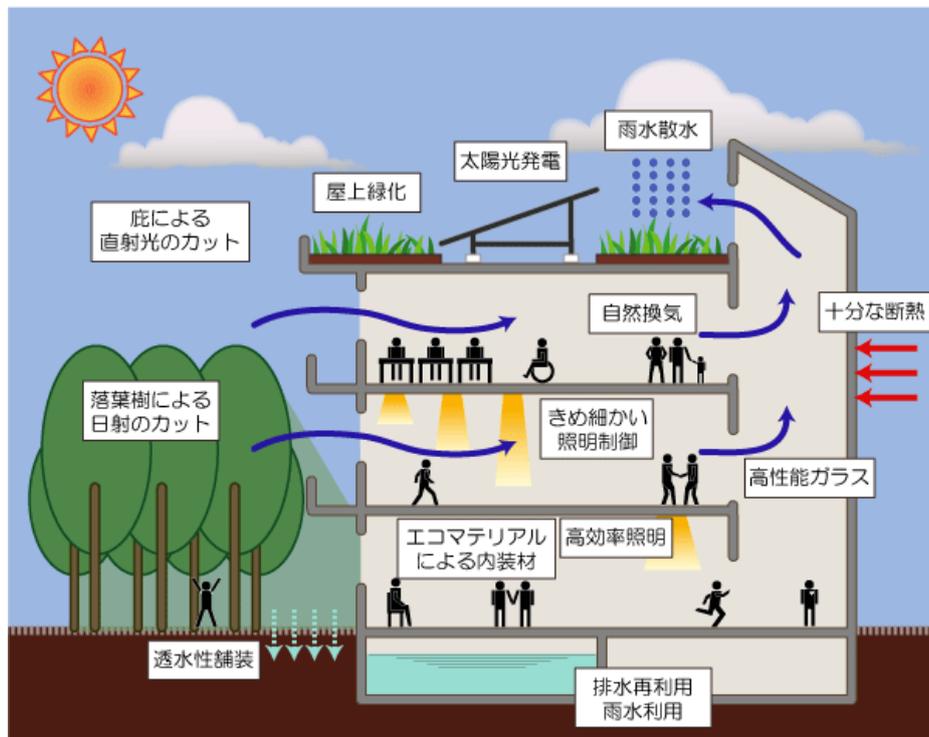


図 4.2 グリーン庁舎のイメージ（出典：国土交通省）

2) 維持管理

将来を見据え、設備の老朽化や機能更新に対応しやすい庁舎として、効率的な維持管理を可能にし、ライフサイクルコストの低減を図ります。

- ・耐久性が高く、維持管理の優れた建築構造や材料を採用し、修繕、改修に必要なコストの削減を図ります。
- ・新庁舎完成後の維持管理は、予防保全と事後保全を組み合わせることで、ライフサイクルコストの削減を図ります。
- ・将来ニーズの変化にも柔軟に対応できるフレキシブルな施設利用、効率的な維持管理等に配慮した計画とします。

第5章 新庁舎等の事業計画の検討

本章では、事業手法及び事業スケジュールを検討します。

5.1 事業手法の検討

基本構想・基本計画では、新庁舎等建設の事業手法として、①個別発注方式、②基本設計先行型DB（デザインビルド）方式、③PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）方式について比較・検討を行います。

表5.1 事業手法の比較

項目	個別発注方式	基本設計先行型DB方式	PFI方式
イメージ図			
特徴	町が起債や交付金等により自ら資金調達し、設計、建設、工事監理を個別業務毎に民間事業者へ委託する方式	町が起債や交付金等により自ら資金調達し、実施設計から建設まで一括して民間事業者へ委託する方式 品質確保のため、CM及び工事監理を別発注する。	民間事業者が自ら資金調達し、設計から維持管理・運営まで一括して民間事業者へ委託する方式 品質確保のため、モニタリングを別発注する。
行政・住民意見の反映	・個別業務毎に契約するため、行政・住民意見の反映が可能である。	・基本設計のみ別発注するため、基本設計段階で行政・住民意見を反映しやすい。 ・実施設計から施工まで一括発注のため、この段階での行政・住民意見は反映しにくい。意見の反映は基本設計時となる。	・設計から維持管理・運営まで性能発注のため、発注前に具体的な仕様等の要求水準を明確にする必要がある。 ・設計から維持管理・運営まで一括発注のため、この段階での行政・住民意見は反映しにくい。意見の反映は要求水準書の作成時となる。
民間ノウハウの発揮	・設計者によって確定した仕様により工事発注するため、高度な技術を要する工事等の場合、施工者のノウハウを活かしにくい。	・実施設計段階から施工者のノウハウを活用した設計や、独自の技術力を活かした施工が期待できる。	・基本設計段階から施工者のノウハウを活用した設計や、独自の技術力を活かした施工が期待できる。 ・庁舎は様々な制約があるため、維持管理及び運営部分での民間ノウハウの発揮は限定的である。
コストの縮減	・施工は別発注となるため、コスト縮減を期待できる範囲は限定的である。	・民間ノウハウによる施工を踏まえた実施設計を行うことで、ある程度のコスト削減が期待できる。	・民間ノウハウによる施工を踏まえた設計を行うことで、よりコスト削減が期待できる。 ・設計から維持管理・運営まで一括発注のため、維持管理・運営を踏まえたコスト削減がある程度期待できる。
事業期間	・個別業務毎に発注・事務手続きを行うため、事業期間が最も長くなり、基本設計先行型DB方式に比べて数か月長くなる。 ・仮設計画や工事ヤードの設定等施工上の課題は、施工者決定後でない限り詳細な検討ができない可能性が高くなる。	・設計・施工を一括発注するため、仮設計画等の課題の早期解決が可能となり、発注・事務手続きも含めると工期は最も短くなる可能性が高い。	・設計・施工を一括発注するため、仮設計画等の課題の早期解決が可能となり、工期短縮ができる。 ・発注・事務手続きに加え、事業者選定に必要な期間が長くなり、基本設計先行型DB方式に比べて約1年長くなる。

新庁舎等建設事業の緊急性や事業過程における住民参加を重視するため、新庁舎等建設の事業手法は、「**個別発注方式**」が望ましいと考えます。

新庁舎等の基本設計の設計者選定手法としては、一般的に①競争入札方式、②総合評価方式、③プロポーザル方式、④コンペティション方式があり、新庁舎建設における各手法の概要やメリット・デメリットについて比較します。

表5.2 基本設計の設計者選定手法の比較

項目	競争入札方式	総合評価方式	プロポーザル方式	コンペティション方式	
概要	提示する条件（仕様書及び実績等）を満たす業者が、設計費の入札を行い、最も安価な業者を選定する方式	課題に対する企画提案を創造力、技術力、経験等の観点から審査することに加え、業務実施方針や業務実績等、設計者の技術力及び設計費を総合的に評価して業者を選定する方式	課題に対する企画提案を創造力、技術力、経験等の観点から審査することに加え、業務実施方針や業務実績等、設計者の技術力を評価し、最も優れた設計者を選定する方式	要求事項等に対する設計案を審査し、最も優れた設計案を選定する方式	
発注者側	発注・選定時	<ul style="list-style-type: none"> ・競争入札方式に比べて発注者の経費や時間的負担が大きい。 ・設計者の判定基準や選定方法を明確にする必要がある。 ・設計費も評価の対象とするため、経済性も考慮できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・競争入札方式に比べて発注者の経費や時間的負担が大きい。 ・設計者の判定基準や選定方法を明確にする必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・競争入札方式に比べて発注者の経費や時間的負担が大きい。 ・設計案の判定基準や選定方法を明確にする必要がある。 	
	業務実施時	<ul style="list-style-type: none"> ・業務実施期間内において仕様書に基づいて設計を行うため、業務遂行時に発注者側の意見を取り入れやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務実施期間内において仕様書に基づいて設計を行うため、業務遂行時に発注者側の意見を取り入れやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務実施期間内において仕様書に基づいて設計を行うため、業務遂行時に発注者側の意見を取り入れやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・応募時に提案した設計案を採用する前提で契約するため、業務遂行時に発注者側の意見を取り入れにくい。
設計者側	応募時	<ul style="list-style-type: none"> ・入札であるため、応募者の経費や時間的負担が、最も少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・コンペティション方式に比べて応募者の経費や時間的負担が少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・コンペティション方式に比べて応募者の経費や時間的負担が少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・応募者の経費や時間的負担が最も大きい。
	業務実施時	<ul style="list-style-type: none"> ・業務実績等の一定の条件を満たす業者が選定されるが、技術力が優れている設計者が選定されるとは限らないため、品質に影響を与える可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ある程度の設計者の創造力や技術力を活用できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・設計者の創造力や技術力を活用できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・設計案が概ねそのまま採用されるため、計画イメージを共有しやすい。

新庁舎等建設事業過程における発注者側の意見の取り入れやすさと設計者の想像力と技術力の活用を重視するため、基本設計の設計者選定手法は、「**プロポーザル方式**」が望ましいと考えます。

5.2 整備スケジュール

現時点の検討段階において想定される整備方法によって、次のようなスケジュールが考えられます。なお、新国道バイパスの事業進捗等により、変更が生じることがあります。

基本構想・基本計画の見直しが完了した後、設計者の選定を進め、令和2年度中旬を目標に新庁舎と周辺整備に係る基本設計を行います。

新国道バイパス事業との調整があることから、各施設の完成までのスケジュールが異なります。新庁舎の建築については令和2年度中に実施設計に着手する予定としています。山吹ふれあいセンターについては令和3年度初旬より実施設計に着手し、令和4年度に建築工事を行い、新庁舎と同時期の完成を目標とします。「道の駅」的休憩施設については、令和4年度より実施設計を行い、令和5年度から工事予定としています。各事業との調整に努めながら、今後整備事業を進めていく中で、工期短縮に努めます。

表5.3 新庁舎及び周辺整備に係るスケジュール(案)(令和元年9月時点)

	H30年度	H31/R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
基本構想 基本計画	新国道バイパス ルート決定	候補地選定 周辺整備検討				
測量等		用地測量				
造成設計・工事		ボーリング調査・ 実施設計		造成工事		
建築設計		プロポーザル 手続き	⇒新庁舎・ふれあいセンター ・道の駅基本設計	⇒新庁舎・実施設計	山吹ふれあいセンター 実施設計	
新庁舎 建築工事					建築工事	移転
山吹ふれあいセ ンター建築工事					建築工事	移転
「道の駅」的休 憩施設建設					実施設計	工事

※基本構想・基本計画の検討段階の想定によるもので、新国道バイパス事業の進捗状況等により整備スケジュールに変更が生じることがあります。

5.3 概算建築工事費等及び財源

5.3.1 概算建築工事費等

新庁舎、山吹ふれあいセンター、「道の駅」的休憩施設を整備することを想定し、概算建築工事費等を算出しています。算出は他自治体の建築単価等を参考に、現在検討している施設規模を基に計算しています。また建築工事費及び外構工事費以外にも造成費や測量設計、用地取得費用、移転費用等が必要となります。

今後施設の設計など、詳細な検討を進めながら精査していきます。

表 5.4 本計画における概算建築工事費等

項目	金額
建築工事費	約 25 億円
うち新庁舎	約 15 億円
うち山吹ふれあいセンター	約 9 億円
うち「道の駅」的休憩施設	約 1 億円
外構工事費	約 4 億円

※上記金額については税抜きでの検討です。

※計画段階での想定であり、今後詳細な検討を進めながら精査していきます。

5.3.2 想定する財源

新庁舎等の整備に係る主な財源を以下に整理します。財政負担の軽減に十分配慮をし、検討を行うものとします。

＜庁舎等の整備に活用できる主な財源＞

財源		内容(目的)	
特定 財源	基金 繰入金	庁舎等整備基金	庁舎等の整備に要する経費を確保するための積立 金
	補助金	国庫補助金、府補助金等	
	町債	一般単独事業債	公共施設等適正管理推進事業等
一般財源	町税、移転補償費、地 方交付税等	町の裁量で使用できる用途が特定されていない財源	

資料編

1. 検討会議

1.1 検討会議の委員構成

検討会議の委員構成は以下のとおりです。

表 1 検討会議の委員名簿

区分	氏名	所属団体	役職
会長	大西 辰彦	京都産業大学	副学長
副会長	小川 俊雄	井手町まちづくり協議会	会長
委員	岡田 久雄	井手町議会	議長
委員	谷田 利一	井手町議会	総務文教常任委員会委員長
委員	西島 寛道	井手町区長会	会長
委員	中谷 英輔	井手町商工会	会長
委員	奥田 俊夫	井手町消防団	団長
委員	中坊 溥	井手町社会福祉協議会	会長
委員	奥田 英夫	井手町農業委員会	会長
委員	中坊 陽	井手土地改良区	理事長
委員	菱本 嘉政	多賀土地改良区	理事長
委員	中坊 睦	公募委員	
委員	丸山 俊也	公募委員	

(令和元年 9 月現在)

1.2 開催状況等

検討会議の開催状況等は、以下のとおりです。

表 2 検討会議の開催状況等

年度	開催日	内容等
H27	H28. 1. 26	平成 27 年度 第 1 回 井手町新庁舎建設検討会議 開催 ・検討会議委員委嘱、会長、副会長選出 ・井手町新庁舎建設検討会議設置要綱について
	H28. 3. 22	平成 27 年度 第 2 回 井手町新庁舎建設検討会議 開催 ・新庁舎建設候補地について
	H28. 3. 25	井手町新庁舎建設に伴う協議結果報告書（中間）提出 【新庁舎建設の候補地について】
H28	H28. 8. 8	平成 28 年度 第 1 回 視察研修 開催（和歌山県湯浅町） ・庁舎視察
	H28. 8. 26	平成 28 年度 第 2 回 視察研修 開催（愛知県設楽町） ・庁舎視察
H29	H29. 11. 27	平成 29 年度 第 1 回 井手町新庁舎建設検討会議 開催 ・基本構想・基本計画策定における今後の取り組みについて
	H30. 1. 18	平成 29 年度 第 2 回 井手町新庁舎建設検討会議 開催 ・検討会議のスケジュールについて ・各種団体アンケートについて ・基本構想・基本計画について
	H30. 3. 5	平成 29 年度 第 3 回 井手町新庁舎建設検討会議 開催 ・各種団体アンケート・ヒアリングについて ・基本構想・基本計画（案）について
H30	H30. 9. 19	平成 30 年度 第 1 回 井手町新庁舎建設検討会議 開催 ・井手町新庁舎建設基本構想・基本計画の進捗状況等について
	H30. 10. 22	平成 30 年度 第 1 回 視察研修 開催（和歌山県印南町） ・庁舎視察
R 元	R 元. 6. 14	令和元年度 第 1 回 井手町新庁舎建設検討会議 開催 ・新庁舎候補地の選定について
	R 元. 9. 12	令和元年度 第 2 回 井手町新庁舎建設検討会議 開催 ・新庁舎及び周辺整備における導入機能の見直し、整備計画について ・新庁舎及び周辺整備のスケジュール、概算建築工事費等及び財源について

2. 各種まちづくり団体アンケート・ヒアリングのまとめ

2.1 各種まちづくり団体アンケート・ヒアリングの目的

アンケート・ヒアリングは、「井手町新庁舎建設基本構想・基本計画」の策定にあたり、現庁舎の課題や防災拠点、賑わい、経済的、利便性及び親しみという視点から新庁舎のニーズを把握し、計画に反映することを目的に実施します。

また、住民の意見は、特に高齢者、障がい者や女性の意見を抽出するため、各種まちづくり団体を対象に実施します。

2.2 実施概要

各種まちづくり団体アンケート・ヒアリングの実施概要は、以下のとおりです。

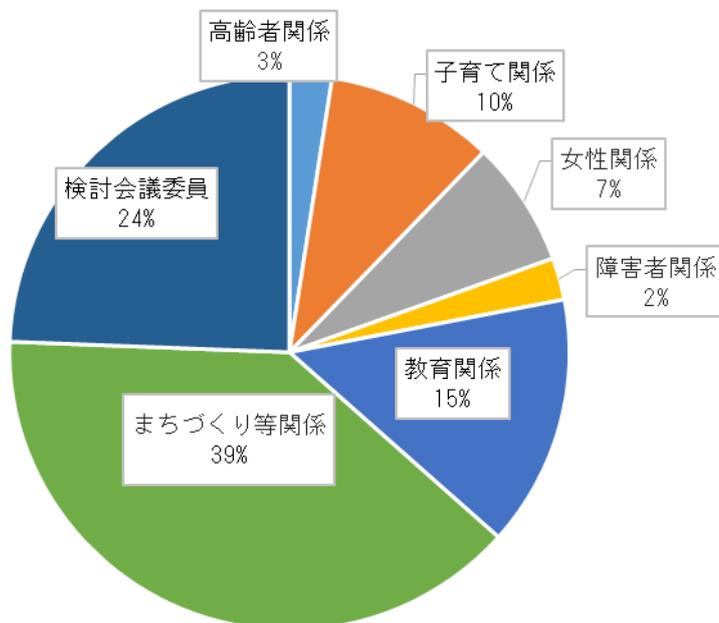
表 3 実施概要

項目	内容
【アンケート実施概要】	
配布時期	2018年1月22日（月）
回答期間	2018年1月23日（火）～2018年2月5日（月）
調査対象	井手町で活動するまちづくり団体 + 検討会議委員
アンケート内容	<ul style="list-style-type: none"> ・現庁舎の課題 ・新庁舎整備で重要視する点 ・新庁舎の導入機能について
回収票数	41件/47件（約87%）
【ヒアリング実施概要】	
実施期間	2018年2月13日（火）～2018年2月16日（金）
調査対象	井手町で活動するまちづくり団体 + 検討会議委員 + 学生等
実施時間	約30分
ヒアリング方法	事前に実施したアンケート調査を基に実施
参加者数	まちづくり団体30団体、検討会議委員（個人）3名、中・高・大学生等10名の延べ56名

2.3 アンケート結果

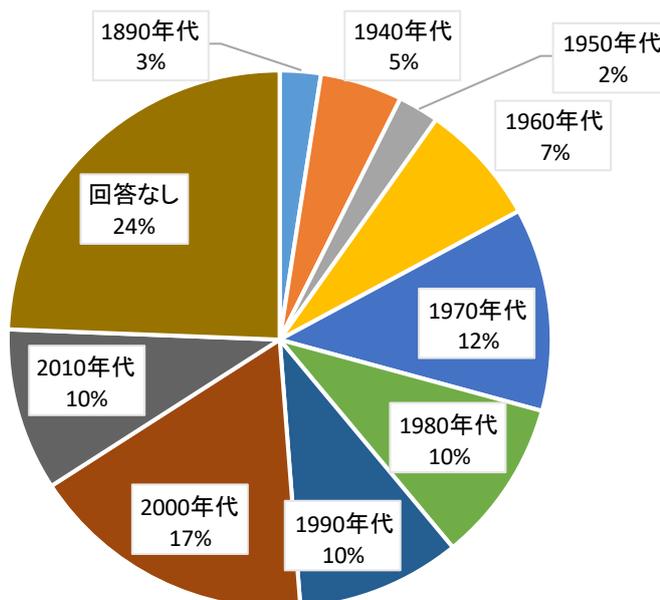
問1. 取り組んでいる活動分野は。

- まちづくり団体の主な活動分野は、「まちづくり等関係団体」が39%（16件）で最も多く、次いで「検討会議委員」が24%（10件）、「教育関係」が15%（6件）となっています。

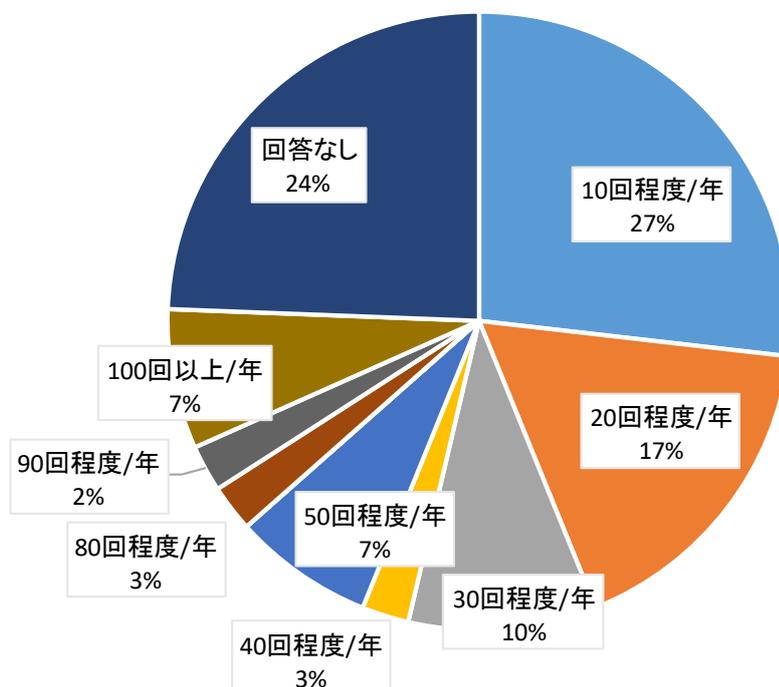


問2. 団体の結成時期及び活動頻度は。

- 団体の結成時期は、「2000年代」が17%（7件）で最も多く、次いで「1970年代」が12%（5件）となっています。

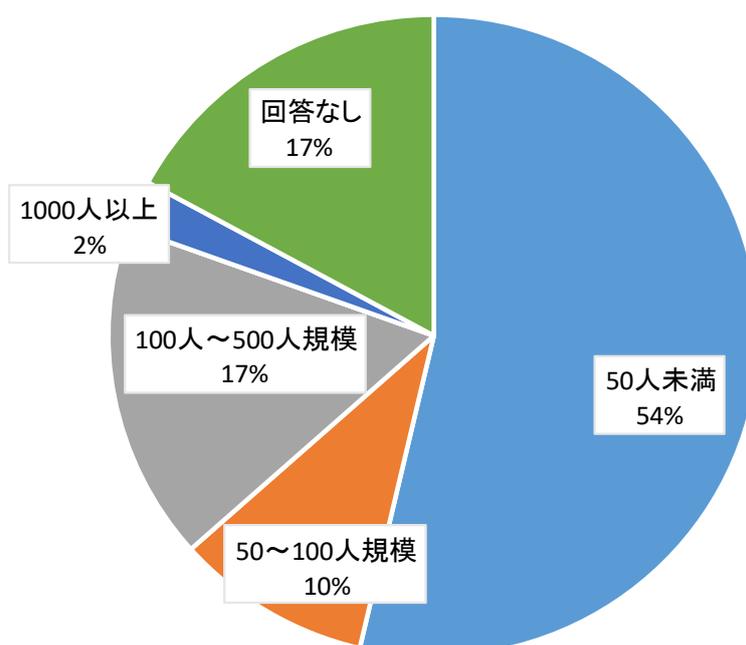


- 団体の活動頻度は、「10 回程度/年」が 27%（11 件）で最も多く、次いで「20 回程度/年」が 17%（7 件）となっています。



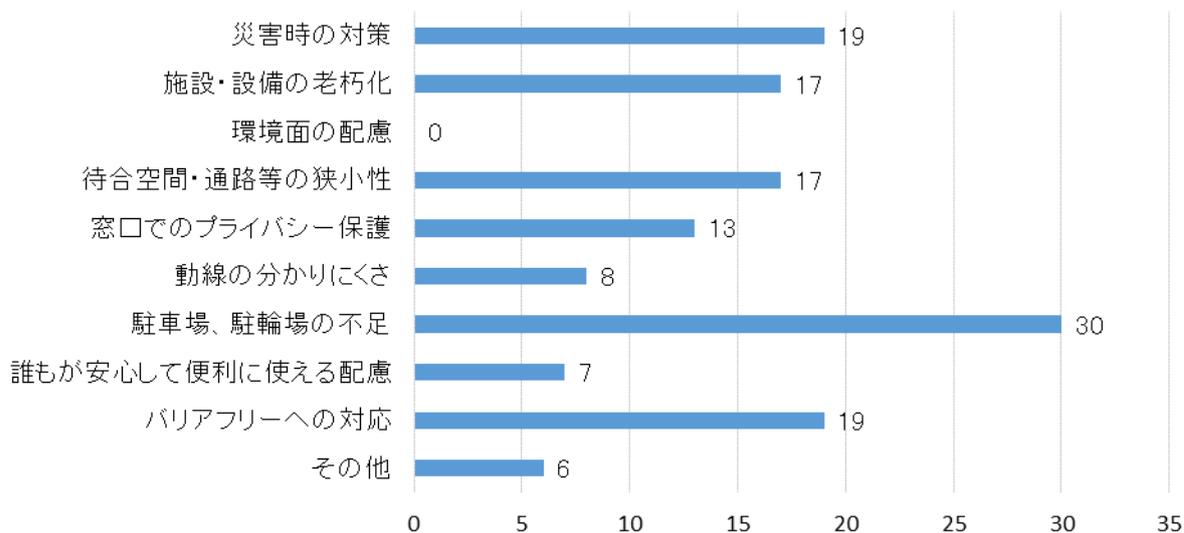
問3. 団体メンバーの性別・年齢別人数は。

- 団体の規模は、「50 人未満」が 54%（22 件）と最も多く、次いで「100 人～500 人規模」が 17%（7 件）となっています。



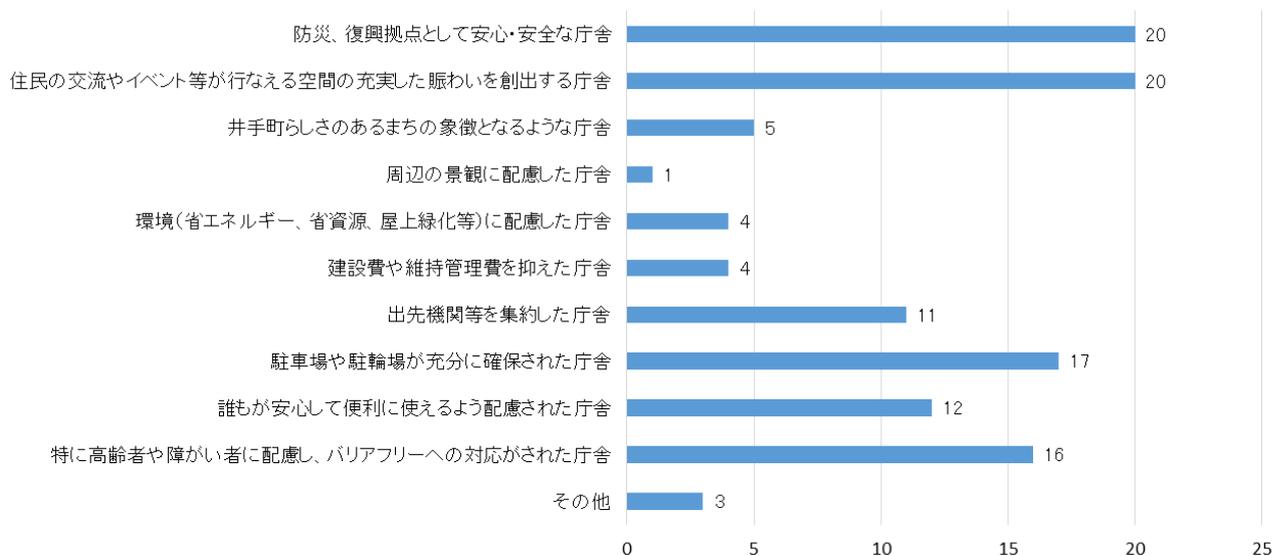
問4. 現状で改善すべきと考えられる問題点のうち、特に改善が必要と考えられる項目に○を付けてください。また、その理由を教えてください。

- 現状で特に改善が必要と考えられる問題点は、「駐車場、駐輪所の不足」が30件と最も多く、次いで「災害時の対策」、「バリアフリーへの対応」が19件、「施設・設備の老朽化」、「待合空間・通路等の狭小性」が17件となっています。



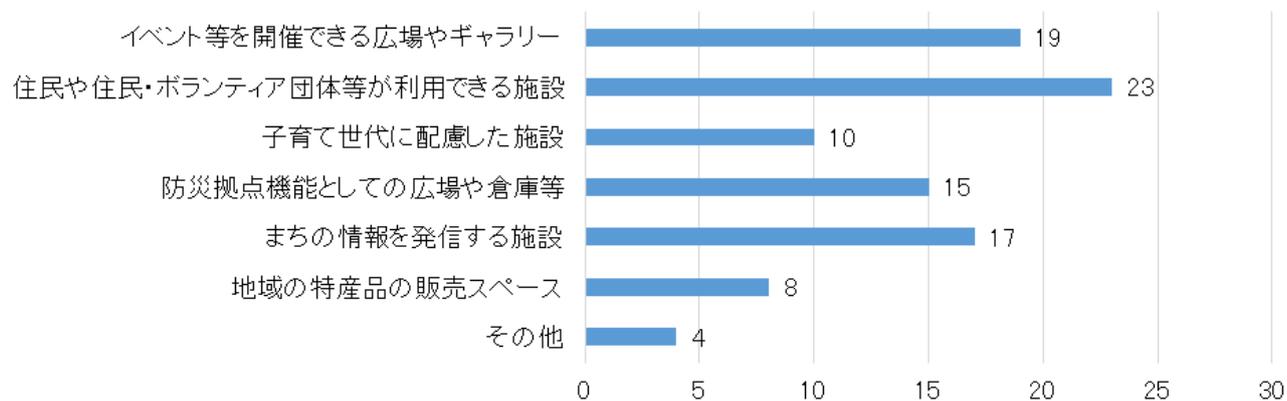
問5. 新庁舎の建設にあたり、あなたの団体はどのような点を重視されますか。3つ選んで○をつけてください。またその理由を教えてください。

- 新庁舎の建設にあたり、特に重視する点は、「防災、復興拠点として安心・安全な庁舎」、「住民の交流やイベント等が行なえる空間の充実した賑わいを創出する庁舎」が20件と最も多く、次いで「駐車場や駐輪場が十分に確保された庁舎」が17件となっています。



問6. 新庁舎にあなたの団体が利用したいと思う機能は次のどれですか。3つ選んで○をつけてください。また、具体的な施設やその理由を教えてください。

- 新庁舎で利用したいと思う機能は、「住民や住民・ボランティア団体等が利用できる施設」が23件と最も多く、次いで「イベント等を開催できる広場やギャラリー」が19件、「まちの情報を発信する施設」が17件となっています。



2.4 アンケート調査票

各種まちづくり団体へのアンケート調査票は、次頁のとおりです。

井手町新庁舎建設に関するアンケート調査票

- ※ ご回答は、当てはまる番号に○印をつけてください。回答する○の数は設問によって、異なりますので、その指示にしたがってご回答ください。
- ※ 「その他」にあてはまる場合は、()内になるべく具体的にご記入ください。

【お問い合わせ先】

井手町役場 総務課 担当 平間・横田
電話 0774-82-6161

団体名： _____

代表者名： _____

連絡先： _____

I. 貴団体の活動概要について

問1. 取り組んでいる活動分野は。

--

問2. 団体の結成時期及び活動頻度は。

結成時期	年 月	活動頻度	回程度/年
------	-----	------	-------

問3. 団体メンバーの性別・年齢別人数は。

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上
男性	人	人	人	人	人	人	人	人
女性	人	人	人	人	人	人	人	人

Ⅱ. 現庁舎について

問4. 現状で改善すべきと考えられる問題点のうち、特に改善が必要と考えられる項目に○を付けてください。また、その理由を教えてください。

災害時の対策	
施設・設備の老朽化	
環境面の配慮	
待合空間・通路等の狭小性	
窓口でのプライバシー保護	

動線の分かりにくさ	
駐車場、駐輪場の不足	
誰もが安心して便利に使える配慮	
バリアフリーへの対応	

理由	

上記以外で、現状で改善すべきと考えられる問題点があれば、教えてください。また、その理由を教えてください。

問題点 ()

理由	

問題点 ()

理由	

問題点 ()

理由	

問6. 新庁舎にあなたの団体が利用したいと思う機能は次のどれですか。3つ選んで○をつけてください。また、具体的な施設やその理由を教えてください。

1.	イベント等を開催できる広場やギャラリー
2.	住民や住民・ボランティア団体等が利用できる施設 (たとえば、ギャラリー、多目的スペース等)
3.	子育て世代に配慮した施設 (たとえば、授乳室、キッズルーム、ベビーベット等)
4.	防災拠点機能としての広場や倉庫等 (たとえば、防災拠点広場、備蓄倉庫等)
5.	まちの情報を発信する施設 (たとえば、観光インフォメーション、行政情報等)
6.	地域の特産品の販売スペース
7.	その他 ()

選択番号：()

具体的な施設 ()
理由

選択番号：()

具体的な施設 ()
理由

選択番号：()

具体的な施設 ()
理由

問7. その他新庁舎の建設について、ご意見・ご提案等がありましたら、ご自由にお書きください。

～ アンケート調査は以上になります。 ～

☆本アンケート調査票を基にした、ヒアリングにご協力いただける場合は、下記へお進みください。

IV. ヒアリングについて

本アンケート調査票を基に、後日、30～40分程度のヒアリングもご協力をお願いしたいと考えています。

2月13日（火）～2月16日（金）の日程で、ご都合の良い日を下欄（第3希望まで）にご記入ください。また、当日ヒアリングにご参加いただける人数（1名～3名程度で結構です。）をご記入ください。

なお、開催場所については、庁舎等の公共施設を予定しており、日時については、本調査票を確認のうえ、個別に調整させていただきます。

第1希望	2月	日（AM・PM）
第2希望	2月	日（AM・PM）
第3希望	2月	日（AM・PM）

※日をご記入のうえ、AM・PMのどちらかにもOを記入してください。

～ ご協力ありがとうございました。 ～